

有価証券報告書

事業年度 自 2024年4月1日
(第7期) 至 2025年3月31日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第7期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	14
3 【事業等のリスク】	17
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
5 【重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	29
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	33
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	67
1 【連結財務諸表等】	68
2 【財務諸表等】	125
第6 【提出会社の株式事務の概要】	140
第7 【提出会社の参考情報】	141
1 【提出会社の親会社等の情報】	141
2 【その他の参考情報】	141
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【事業年度】	第7期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
【英訳名】	DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO兼グループCEO 小野 有理
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
【電話番号】	06（6302）8211（代表）
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 CFO 徳原 英真
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
【電話番号】	06（6302）8211（代表）
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 CFO 徳原 英真
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (百万円)	70,639	76,271	91,106	93,334	91,724
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	2,470	1,268	△817	1,313	1,467
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	95	1,287	△1,075	△1,897	411
包括利益 (百万円)	921	2,164	△388	△513	1,363
純資産額 (百万円)	7,185	10,176	10,903	10,280	11,553
総資産額 (百万円)	64,085	68,727	78,727	82,032	79,278
1 株当たり純資産額 (円)	1,020.95	1,380.52	1,287.38	1,211.21	1,354.74
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	13.90	179.04	△139.52	△226.59	49.14
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.0	14.7	13.7	12.4	14.4
自己資本利益率 (%)	1.46	15.04	△10.31	△18.14	3.82
株価収益率 (倍)	201.51	5.86	—	—	12.21
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,716	△4,388	△3,491	2,122	3,588
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,865	△3,866	△2,839	△4,009	△638
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,515	3,232	4,909	125	△3,775
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	15,412	10,739	9,589	7,987	7,271
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	4,499 (747)	4,156 (1,022)	4,091 (992)	3,751 (920)	3,681 (947)

- (注) 1. 第 3 期、第 4 期及び第 7 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第 5 期及び第 6 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第 5 期及び第 6 期の株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第 4 期より「業績連動型株式報酬制度」等を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「業績連動型株式報酬制度」等に残存する自社の株式を、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年 3 月31日）等を第 4 期の期首から適用しており、第 4 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第 7 期の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20－3 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65－2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第 7 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
営業収益 (百万円)	2, 128	3, 203	826	856	1, 848
経常利益 (百万円)	1, 300	2, 478	143	566	1, 098
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	538	△402	△2, 397	329	△2, 787
資本金 (百万円)	200	654	1, 236	1, 236	1, 247
発行済株式総数 (株)	7, 805, 701	8, 153, 401	9, 128, 001	9, 128, 001	9, 163, 001
純資産額 (百万円)	7, 048	7, 473	6, 162	6, 393	3, 508
総資産額 (百万円)	24, 271	31, 707	33, 552	34, 276	28, 385
1 株当たり純資産額 (円)	1, 018. 32	1, 023. 95	734. 82	763. 54	417. 07
1 株当たり配当額 (内、1 株当たり中間 配当額) (円)	15. 00 (2. 50)	25. 00 (12. 50)	25. 00 (12. 50)	12. 50 (－)	25. 00 (－)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	76. 24	△55. 95	△311. 17	39. 31	△332. 73
潜在株式調整後 1 株当たり当 期純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	29. 0	23. 6	18. 3	18. 7	12. 4
自己資本利益率 (%)	7. 49	△5. 55	△35. 20	5. 25	△56. 31
株価収益率 (倍)	36. 73	－	－	18. 55	－
配当性向 (%)	19. 7	－	－	31. 8	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	609. 3 (139. 3)	235. 9 (138. 7)	199. 8 (142. 8)	174. 6 (197. 3)	152. 1 (189. 5)
最高株価 (円)	4, 850	3, 635	1, 982	976	850
最低株価 (円)	408	826	786	612	477

- (注) 1. 第 3 期及び第 6 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第 4 期、第 5 期及び第 7 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第 4 期、第 5 期及び第 7 期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数については、当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。
6. 当社は、第 4 期より「業績連動型株式報酬制度」等を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「業績連動型株式報酬制度」等に残存する自社の株式を、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 4 期の期首から適用しており、第 4 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

8. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第7期の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第7期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

2018年10月	ダイヤモンド電機株式会社が単独株式移転により当社を設立し、東京証券取引所市場第二部に株式を上場（ダイヤモンド電機株式会社は2018年9月に上場廃止）
2018年12月	ベトナムダイヤモンド電機をベトナム社会主義共和国のハノイ市に設立
2019年1月	当社の完全子会社であるダイヤモンド電機株式会社は田淵電機株式会社の第三者割当増資を受け、株式66.90%の取得により、同社及び同社の子会社7社は当社の連結子会社となる。
2019年3月	インドネシアダイヤモンド電機（製造）がインドネシア共和国ジャワ州で稼働開始。
2019年10月	当社の完全子会社であるダイヤモンド電機株式会社保有の田淵電機株式会社（当社の孫会社）の株式を当社が取得。同時に、株式交換を行うことにより田淵電機株式会社が完全子会社となる。なお、それにより当社は東京証券取引所の市場第二部銘柄から市場第一部銘柄に指定される。
2021年10月	当社の完全子会社であるダイヤモンド電機株式会社の製造以外の機能を同じく完全子会社である田淵電機株式会社へ統合し、田淵電機株式会社の社名をダイヤゼブラ電機株式会社へ変更する。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行する。
2022年8月	株式会社クラフトの株式を取得し当社の完全子会社となる。社名をダイアクラフト株式会社とする。
2023年6月	メキシコダイヤゼブラ電機をメキシコ合衆国のグアナフアト州に設立（現・連結子会社）

また、当社の完全子会社となったダイヤモンド電機株式会社と田淵電機株式会社（旧社名）の沿革は以下の通り。

（参考：2019年9月までのダイヤモンド電機株式会社の沿革）

1937年4月	富田伊之助が大阪市西淀川区において自動車用点火コイルメーカーとして創業
1940年6月	特殊変圧器株式会社を大阪市西淀川区（現・淀川区）に設立
1962年5月	100%出資の子会社ダイヤモンド電機株式会社を大阪市東淀川区に設立
1967年5月	製造子会社として鳥取ダイヤモンド電機株式会社（現・ダイヤモンド電機株式会社 鳥取工場）設立
1968年11月	子会社ダイヤモンド電機株式会社を吸収合併、同時に商号をダイヤモンド電機株式会社に変更
1984年9月	株式会社内田製作所（現・株式会社コロナ）と合併で新潟ダイヤモンド電子株式会社を設立（現・連結子会社 ダイアモンド電子株式会社）
1987年12月	100%出資の子会社米国ダイヤモンド電機を米国ミシガン州に設立（現・連結子会社）
1989年11月	鳥取ダイヤモンド電機株式会社を吸収合併
1996年7月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場
1996年12月	米国ダイヤモンド電機の第2工場を米国ウエストバージニア州に建設
2000年9月	ハンガリーダイヤモンド電機をハンガリー共和国のエステルゴム市に設立（現・連結子会社）
2004年5月	金剛石電機（蘇州）有限公司を中華人民共和国の江蘇省に設立（現・連結子会社）
2007年6月	インドダイヤモンド電機をインドのハリアナ州パワールに設立（現・連結子会社）
2010年11月	金剛石電機国際貿易（蘇州）有限公司を中華人民共和国の江蘇省に設立（現・連結子会社 中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州））
2011年3月	Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. をタイ王国のバンコクに設立
2012年2月	韓国ダイヤモンド電機を大韓民国のソウルに設立（現・連結子会社）
2013年5月	インドネシアダイヤモンド電機（販売）をインドネシアのジャカルタに設立（現・連結子会社）
2013年9月	インドネシアダイヤモンド電機（製造）をインドネシアのジャカルタに設立（現・連結子会社）
2014年12月	タイダイヤモンド電機をタイ王国のバンコクに設立（現・連結子会社）
2018年7月	ルクセンブルクダイヤモンド電機をルクセンブルク大公国のルクセンブルク市に設立

(参考：2019年9月までの田淵電機株式会社の沿革)

1925年5月	田淵繁が大阪市福島区において珪素鋼板の販売及びラジオ用鉄芯の製作会社として美登里商會を創業
1939年12月	生産と販売を分離するため株式会社美登里製作所を設立
1940年9月	株式会社美登里製作所を田淵電機株式会社と商号変更
1960年1月	大阪市西淀川区御幣島東に本社を移転
1967年12月	100%出資の子会社として田淵電子工業株式会社（現・ゼブラ電子株式会社）を栃木県大田原市に設立（現・連結子会社）
1972年11月	韓国田淵電機株式会社（現・韓国トランス株式会社）を大韓民国のソウル市に設立（現・持分法適用関連会社）
1979年1月	米国田淵電機株式会社を米国のテネシー州に設立（現・連結子会社）
1985年11月	大阪証券取引所市場第二部に上場
1987年12月	タイ国田淵電機株式会社（現・タイダイヤゼブラ電機）をタイ王国のチャチャンサオ県に設立（現・連結子会社）
1989年1月	大阪市西淀川区御幣島1丁目に本社を移転
1994年6月	兵庫県三田市テクノパーク5番地4に本社を移転
1995年4月	上海田淵変圧器有限公司（現・中国ダイヤゼブラ電機（上海））を中華人民共和国の上海市に設立（現・連結子会社）
2000年4月	香港田淵電機有限公司を香港の九龍に設立
2002年6月	大阪市西淀川区御幣島1丁目に本社を移転
2006年8月	大阪市淀川区宮原に本社を移転
2007年9月	ベトナム田淵電機株式会社（現・ベトナムダイヤゼブラ電機）をベトナムのバクニン省に設立（現・連結子会社）
2012年2月	江西碧彩田淵変圧器有限公司（現・江西碧彩ゼブラ電機有限公司）を中華人民共和国の江西省に設立（現・持分法適用関連会社）
2012年9月	東莞田淵電機有限公司を中華人民共和国の広東省に設立
2012年10月	東京都千代田区に東京支社を設置
2013年8月	米国田淵電機株式会社を米国のカリフォルニア州に移転
2014年5月	大阪市淀川区宮原三丁目4番30号に本社を移転
2015年1月	東京証券取引所市場第一部銘柄として上場
2019年1月	ダイヤモンド電機株式会社の連結子会社となる
2019年9月	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社との株式交換に伴い、同社の完全子会社となり、東京証券取引所市場第一部銘柄としての上場を廃止

3 【事業の内容】

当社は、持株会社体制の下、自動車機器事業、エネルギーソリューション事業、電子機器事業の各セグメントにおいて事業会社(注)を置き、各事業会社は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(注) 事業会社：
ダイヤゼブラ電機株式会社
ダイヤモンド電子株式会社
米国ダイヤモンド電機株式会社

当社グループは、当社、連結子会社21社（国内5社、海外16社）、持分法適用会社3社（関連会社3社）及び持分法非適用会社5社（非連結子会社4社、関連会社1社）により構成（2025年3月31日現在）され、自動車用点火コイル・電装品、太陽光発電用パワーコンディショナ・蓄電ハイブリッドシステム等のエネルギーソリューション機器、家庭向け冷暖房・給湯用着火装置等の電子制御機器の製造・販売を主な事業内容とし、さらにそれらに関連する研究・開発及びサービス等を主たる業務としております。

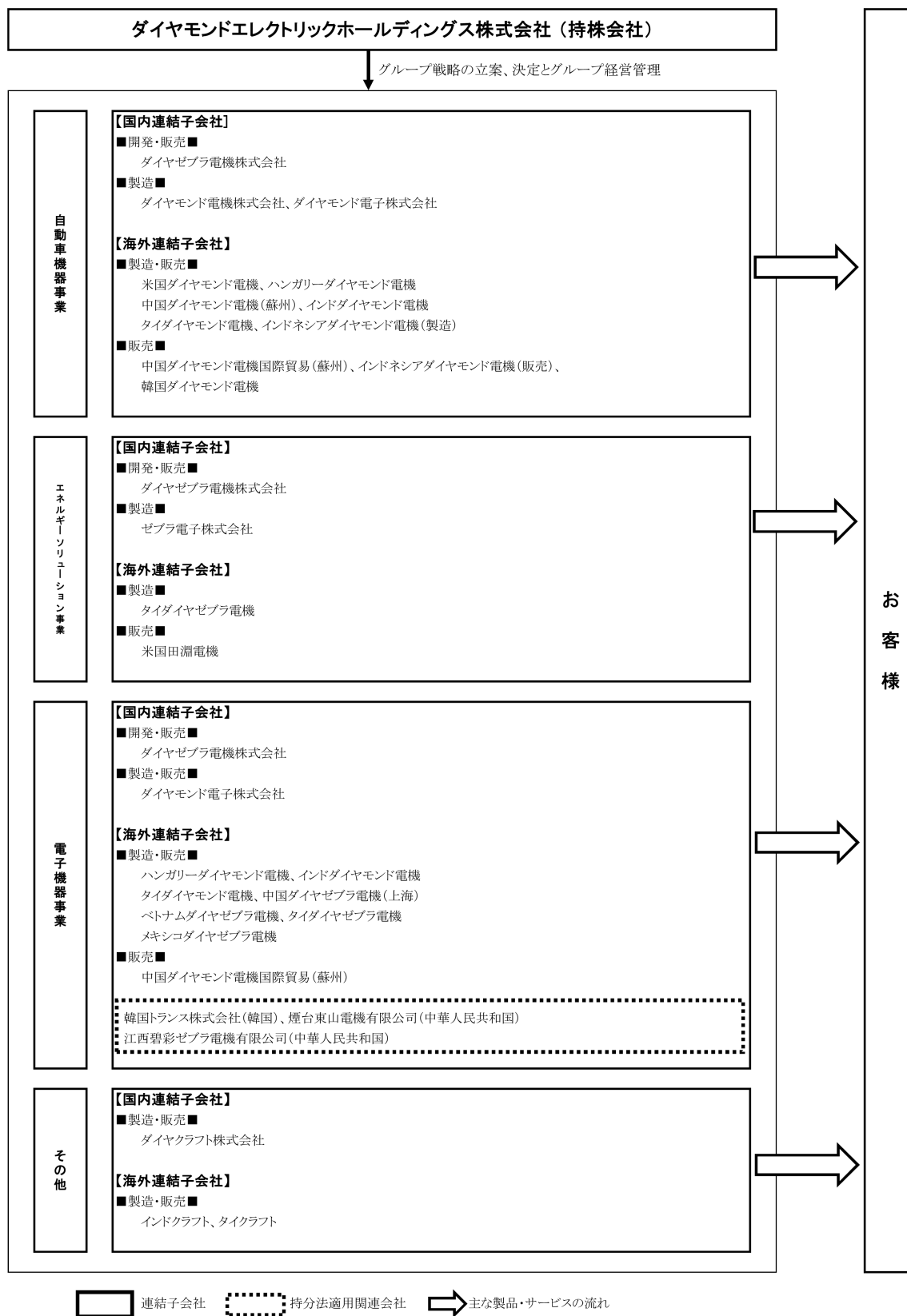
オペレーティング・セグメントごとの主要な事業内容は、次のとおりであります。

- ①「自動車機器事業」は、自動車用点火コイル及び電装品の開発、製造、販売及び保守サービスを行っております。
- ②「エネルギーソリューション事業」は、太陽光発電用パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステムなどの開発、製造、販売及び保守サービスを行っております。
- ③「電子機器事業」は、家庭向け冷暖房用及び給湯用着火装置、トランス・リアクター等の電子デバイス及び電子制御機器等の開発、製造、販売及び保守サービスを行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社及び主要な関係会社の位置付けは概ね次の事業系統図のとおりであります。

なお、事業系統図内の矢印は、製品及びサービスの流れを示しております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ダイヤゼブラ電機 株式会社 (注) 1、3、5	大阪市淀川区	百万円 333	自動車機器事業 エネルギーソリ ューション事業 電子機器事業	直接 100.0	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
ダイヤモンド電機 株式会社 (注) 1、3、4	鳥取県鳥取市	百万円 333	自動車機器事業	直接 100.0	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
ダイヤモンド電子 株式会社 (注) 1、3	新潟県燕市	百万円 80	電子機器事業	直接 86.3	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。
ゼブラ電子株式会社 (注) 1	栃木県大田原市	百万円 100	エネルギーソリ ューション事業	直接 100.0	1. 経営指導 2. 資金支援あり。
ダイクラフト株式会社 (注) 3	秋田県横手市	百万円 10	金型成型事業	直接 100.0	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。
米国ダイヤモンド電機 (注) 1、3、5	アメリカ合衆国 ウエストバージ ニア州	千米ドル 30,450	自動車機器事業	直接 100.0	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。
ハンガリーダイヤモンド 電機 (注) 1、3	ハンガリー エステルゴム市	千ユーロ 2,400	自動車機器事業 電子機器事業	直接 100.0	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
中国ダイヤモンド電機 (蘇州) (注) 1、2、3	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 9,524	自動車機器事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
中国ダイヤモンド電機 国際貿易 (蘇州) (注) 2、3	中華人民共和国 江蘇省	千米ドル 600	自動車機器事業 電子機器事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
中国ダイヤゼブラ電機 (上海) (注) 1、2	中華人民共和国 上海	千米ドル 6,500	電子機器事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導
インドダイヤモンド電機 (注) 1、2、3、5	インド ハリアナ州	百万ルピー 611	自動車機器事業 電子機器事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
インドクラフト (注) 2	インド タミルナードゥ 州	百万ルピー 17	金型成型事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導 2. 資金支援あり。
タイダイヤモンド電機 (注) 1、3	タイ王国 チャチューンサ オ県	百万タイバーツ 222	自動車機器事業 電子機器事業	直接 99.9	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
タイダイヤゼブラ電機 (注) 1、2	タイ王国 チャチューンサ オ県	百万タイバーツ 100	エネルギーソリ ューション事業 電子機器事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導
タイクラフト (注) 2	タイ王国 サムットプレー カーン県	百万タイバーツ 26	金型成型事業	直接 — (98.0)	1. 経営指導

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
韓国ダイヤモンド電機 (注) 2、3	大韓民国 ソウル市	百万ウォン 700	自動車機器事業	直接 — (100.0)	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。
インドネシアダイヤモンド電機（販売） (注) 3	インドネシア共 和国 ブカシ	千米ドル 1,200	自動車機器事業	直接 98.3	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。
インドネシアダイヤモンド電機（製造） (注) 1、3	インドネシア共 和国 ブカシ	千米ドル 3,500	自動車機器事業	直接 98.6	1. 経営指導 2. 役員の兼任あり。 3. 資金支援あり。
ベトナムダイヤゼブラ電 機 (注) 1	ベトナム バクニン省	千米ドル 12,443	電子機器事業	直接 100.0	1. 経営指導
メキシコダイヤゼブラ電 機 (注) 1、2	メキシコ グアナフアト州	百万メキシコペ ソ 23	電子機器事業	直接 — (99.9)	1. 経営指導
その他1社					
（持分法適用関連会社）					
韓国トランス株式会社 (注) 2	大韓民国 ソウル市	百万ウォン 4,260	電子機器事業	直接 — (44.2)	
煙台東山電機有限公司 (注) 2	中華人民共和国 山東省	千元 57,941	電子機器事業	直接 — (44.2)	
江西碧彩ゼブラ電機有限 公司 (注) 2	中華人民共和国 江西省	千元 25,000	電子機器事業	直接 — (50.0)	

- (注) 1. 特定子会社に該当しますが、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合を外数で記載しております。
3. 「関係内容」の「役員の兼任」は、連結子会社取締役への当社執行役員の兼任であります。
4. 債務超過会社であり、2025年3月末時点で債務超過額は1,921百万円であります。
5. ダイヤゼブラ電機株式会社、米国ダイヤモンド電機及びインドダイヤモンド電機については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	ダイヤゼブラ電機 株式会社	米国ダイヤモンド 電機	インドダイヤモンド 電機
(1) 売上高	42,864百万円	13,683百万円	9,556百万円
(2) 経常利益又は経常損失（△）	1,167百万円	△634百万円	18百万円
(3) 当期純利益又は当期純損失（△）	658百万円	△597百万円	△2百万円
(4) 純資産額	4,942百万円	4,503百万円	2,569百万円
(5) 総資産額	24,389百万円	9,710百万円	6,353百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
自動車機器事業	1,050	(490)
エネルギーソリューション事業	270	(92)
電子機器事業	1,883	(268)
その他	257	(6)
全社（共通）	221	(91)
合計	3,681	(947)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

当社は純粋持株会社であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、連結子会社の一部に労働組合が組織されております。

なお、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者、男性労働者の育児休暇取得率及び労働者の男女の賃金の差異

連結子会社	管理職に占める女性労働者の割合 (注1)	男性労働者の 育児休業等 取得率 (注2)	労働者の男女の賃金の差異（注1）		
			全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者
ダイヤゼブラ電機 株式会社	4.1%	77.8%	69.8%	68.7%	68.7%
ダイヤモンド電機 株式会社	37.5%	66.7%	—	—	—
ゼブラ電子 株式会社	0.0%	—	—	—	—
ダイヤモンド電子 株式会社	0.0%	—	—	—	—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、前中長期経営計画<DSA2021>に則って、ダイヤモンド電機株式会社及び田淵電機株式会社、上場企業二社の同時再生に取り組み、2022年度から更に金型事業を行う株式会社クラフトをグループの一員としました。これらグループ再生の目途を立て、新たに2023年10月に、2028年3月期を最終年度とする中長期経営計画「炎のスクラム」を策定しました。

(2) 経営戦略等

新中長期経営計画「炎のスクラム」の概要 (https://www.diaelec-hd.co.jp/ir_news/17824/)

◆新ビジョン「車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ」

三事業のクロスチャンネル・クロスセールの強みを活かして、カーボンニュートラル社会の実現に向けた戦略的な技術・製品開発を推進して行きます。EV/PHVや再生可能エネルギーの更なる拡大には、車・家・電力系統を「ものづくりでつなげる」ことが重要となります。

ダイヤゼブラ電機が得意とする定置型製品・車載用製品とその先端技術を組み合わせ、V2X (Vehicle-to-everything) 製品群の開発を進めております。V2X、つまり、災害時に車に家電をつなぐV2L (Vehicle-to-Load)、家の電力を丸ごとバックアップするV2H (Vehicle-to-Home)、そして車の電池で系統を支えるV2G (Vehicle-to-Grid)により「つなげる」ことで、持続可能な社会の実現に貢献します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高 ターゲット2,000億円・コミットメント1,500億円達成

◆自動車機器事業「点火コイル世界シェアNo. 1」

- ・お客様要求と地球環境の要請に寄り添う技術開発を背景とした市場占有率向上と収益構造改革

◆エネルギーソリューション事業「住宅用蓄電システム国内シェア1位の堅持」

- ・お客様との信頼関係に基づき、共同販売戦線を構築し、社会インフラの確立を目指した製品開発を促進

◆電子機器事業「国内インバーターエアコン用リアクター市場シェア1位」並びに「主要お客様内占有率トップ3獲得」

- ・お客様のグローバル展開への追従及び寄与により、国内エアコン用リアクター市場シェア1位/主要お客様内占有率トップ3の獲得を目指す

◆新規事業の展開

エネルギーミックスを意識した脱炭素の推進とともに、キー技術の確立を目指す。

- ・超高エネルギー点火システム：カーボンフリーを実現する次世代燃焼技術の探求
- ・熱発電システム：多様なエネルギーの活用に関わる技術革新
- ・地域脱炭素・マイクログリッド：地域エネルギー効率最適化の探求
- ・バッテリー診断技術：資源の再利用に関わる技術革新

「炎のスクラム」において、目標とすべき経営指標として、以下を掲げております。

・2027年度 売上高1,500億円以上、営業利益率6%、ROE20%以上達成

なお、当年度における進捗状況は、連結売上高917億円、営業利益率2.5%であります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

コロナ禍に端を発した想定を上回る長期的なサプライチェーンの歪みから、かつてない原材料高や材料調達難に見舞われています。また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化及び、イスラエル・ガザ紛争に端を発した中東問題が新たな火種となり、見通しが更に難しくなるなど、大きな課題と捉えております。また、脱炭素社会への対応、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバーター化の世界的展開等の既存ビジネスの更なる発展、エネルギーミックスの推進を当社グループの中長期的な機会と捉え、下記事項を重点方針として取り組んでおります。

① 品質保証更なる厚肉化、販売網再構築

- ・開発初期からのお客様要求品質追求、つくりやすさ、加えて、買いやすさのつくりこみ継続、形式知化
- ・ES（エネルギーソリューション事業）取引販売商社様信頼関係強化及び共同販売戦線に取り組みます。

② 社長総点検全拠点実施、不良撲滅

- ・社長総点検を受けての<Factory Match>展開継続
- ・次世代燃料点火燃焼技術開発<Project A>発表推進

③ グローバルサプライチェーン脱構築

- ・堅固為る紐帯に依る<All Diamonds 経済圏>構築
- ・売上高2,000億円を駆け抜ける為の事業並びに地域を縦横無尽に網羅するサプライチェーン構想及び構築

④ ESG経営の強化

現社長により刷新された経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社としての企業統治、加えて、ESG即ち、環境整備・地域共生・多面体に耀き傍楽仲間達を大切にする経営を通じて、持続的成長を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社は「ものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献することで、耀き疾走する傍楽仲間達の物心両面の幸せを追求します。」という経営理念のもと、エネルギーの利活用に長じた企業としてCO2排出削減と災害に対するレジリエンス（回復力・復元力）向上に資する技術開発及び製造活動を推進しており、同時に社員である「傍楽仲間達」の持続的幸せを追求することを目指しております。具体的には、自動車機器、エネルギーソリューション、電子機器の3つの事業体制を基に、「車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ」をビジョンとして、電気・エネルギーに関わる先端技術を融合し、持続可能な社会に必要な製品・サービスを提供しております。

なお、これらの取り組みは、国連が定める持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）に直接的、間接的に貢献いたします。

（1）ガバナンス

2023年10月にサステナビリティに対するガバナンスの観点でグループ ESG 活動を統括する「サステナビリティ委員会」を取締役会の諮問機関として設立しました。

グループでの ISO14001 認証活動を含めて実施するサステナビリティの取り組みについてグループ活動の一貫性と情報の見える化などを推進することでガバナンス強化を目指します。

（2）リスク管理

短期のみならず中・長期にわたり当社グループの経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性が高い「脱炭素」と「人権」を最優先課題に掲げ、チーフオフィサーリスクマネジメント委員会でのリスク管理の仕組みの下、重要な経営課題として具体的な施策に落とし込むことで ESG 経営の更なる進展を図っています。引き続き、CDPや企業のサステナビリティ（環境・社会・ガバナンス）を評価する国際的な機関であるEcovadisの評点を指標として第三者機関の評価改善に取り組む事を目指しております。今後もこのような開示の質と量を充実させていくことは今後の課題と認識しており、そのための仕組み等の整備を行います。

（3）戦略

経営戦略と一体的に活動を行います（社会の豊かさに貢献し、傍楽仲間達の幸せを追求する経営理念に基づき、社会の公器として立脚する「ものづくり」企業としての活動を通して、持続可能なゴールを目指す）。

(4) 指標及び目標

①当社製品によるCO2波及効果 ※2025年の目標として48万t-CO2を目指します。

2020年（実績）17万 t-CO2（60,000 世帯分）

2021年（実績）15万 t-CO2（56,000 世帯分）

2022年（実績）18万 t-CO2（66,500 世帯分）

2023年（実績）14万 t-CO2（52,000 世帯分）

2024年（実績）14万 t-CO2（50,600 世帯分）

②業績連動型株式報酬の環境目標（ROC）組み入れ 2025年 155,000円

2024年度から当該報酬の算定基準にROC（営業利益金額÷CO2排出量（年間））を指標化しています。

③その他4つの重要課題（マテリアリティ）を達成することを目指しております。

重要課題（マテリアリティ）	当社の取り組み	KPI（重要な業績評価の指標） 基準年は2020年
① 脱炭素社会実現への貢献	再生可能エネルギー製品の開発・提供	再生可能エネルギー製品成長率目標 （毎年+10%）
	RE100※1 実現（2050年ゼロカーボン達成） ① 省電力生産の強化 ② 自家消費型太陽光発電システムの導入拡大 ③ サプライチェーン全体でのCO2排出量削減	① 再生可能エネルギー増加 2026年迄に累計3,500MWh ② 売上高電力使用量減少（毎年1%削減） ③ SCOPE 3 まで実態の把握と目標設定を検討中
② 資源循環型社会への貢献	① 原材料の利用効率最大化と製造工程での廃棄物削減 ② サプライチェーン全体での資源利用効率向上 ③ 中古蓄電池リサイクルシステム ④ エネルギーロスの再利用検討	① 工場廃棄物リサイクル率改善（4年後目標99.9%） 廃棄物削減量（4年後目標30%） ② 材料リサイクル・歩留まり率・物流（モーダルシフト） ③ バッテリー診断装置販売 ④ 熱発電自立電源システムのビジネス化
③ レジリエンス（復旧・減殺）強化への貢献	① V2H・V2Gなど災害時に活用できる製品の展開 ② 産業用蓄電池システムの提供 ③ BCPの強化と継続的改善	① 2025年度までに当該セグメントにおける売上高比：1.7%目標 ② 同上：1.0%目標 ③ 樹脂成型品内製率増加（4年後目標60%）
④ 多様な人財が生き生きと働ける会社	① 国籍・性別・年齢・身上一関わりない人財の採用（ダイバーシティー推進） ② 働き方・職場環境・職務内容・人事諸制度の整備	① 女性管理職（2030年度目標50%）・外国人比率の向上 ② リモートワーク推進等、ワークライフバランスを考慮した各種制度充実

※1「RE100（「Renewable Electricity 100%」の略）」とは、事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際イニシアチブです。

※詳細については、当社ウェブサイトの「持続可能性」のページをご参照ください。

<https://www.diaelec-hd.co.jp/sustainability/>

(5) その他の取組

当社グループ会社のダイヤモンド電機は、サステナビリティへの取り組み目標達成度に応じてリース料率変動する「サステナビリティ・リンク・リース（SLL）」の第1号として三井住友ファイナンス&リース（株）と契約を締結しています。サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を設定し、事業活動を通じて脱炭素の実現に貢献します。

- ① 事業活動に伴う電力使用の削減量
- ② CO2削減に寄与する自社製品の販売目標に連動したCO2削減貢献量

(6) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

- ① グループにおける多様性の人財確保に向けた目標と状況（子会社における現地社員の取締役の登用割合、管理職割合、女性社員割合、女性の積極採用）についてKPIを設定の上、年度進捗状況を開示済みです。（但し、あくまでも目標値は目安として設定）

- ② 柔軟な働き方の促進に向けワークバランスの向上を目指します。

フレックスタイム制度の導入を行っています（一部拠点では冬季気象条件を考慮して「スーパーフレックスタイム制度」を導入）。また、国内グループ会社総務担当者及び海外拠点長との面談を通じて、現状の課題の検討、グループ内のワークライフバランスの改善に向けた環境整備を実施しています。

当社グループは、基本的には優秀な人財については、性別、国籍、障害の有無等の属性に依ることなく積極的に採用及び登用する方針であり、中長期的な企業価値向上のためには、人財の多様化とそれらの人材育成が必要不可欠であるとの考えのもと、女性社員、女性社員の管理職、グループ会社での現地社員の取締役登用などの各割合目標（2025年度、2030年代）を設定した上で、期末時点の割合及びその推移を把握しています。その上で割合にとらわれず実数として女性の働く仲間、並びに外国人の働く仲間を積極的に採用、いずれ経営幹部となれるような環境整備を推進してまいります。

なお、女性取締役の採用について、2025年3月27日に開示した「女性取締役候補傍楽仲間達抜擢プロジェクト」に従い、第7期定時株主総会にて初めて社内より抜擢した女性取締役を選任しました。今後も、多様で新たな時代の「リーダー」そのものを世に送り出してゆく方針です。

グループにおける多様性の人財確保に向けた目標と状況

	2023年3月期末	2024年3月期末	2025年3月期末	2025年度 目標	2030年代 目標
・子会社における現地社員の取締役の登用割合	12.9% 12/93	13.2% 12/91	12.8% 11/86	15%	30%
・管理職の割合	9.8% 400/4,091	11.0% 412/3,751	12.5% 468/3,759	15%	30%
内、女性社員	21.5% 86/400	21.6% 89/412	19.4% 91/468	25%	50%
内、現地採用社員	56.5% 226/400	56.6% 233/412	49.6% 232/468	50%	60%
・女性社員の割合	47.2% 1,931/4,091	47.6% 1,787/3,751	45.6% 1,715/3,759	50%	50%
・女性の積極採用	41.9% 602/1,437	38.9% 279/717	34.2% 467/1,367	40%	50%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の変動要因

当社グループは、自動車用点火コイル・電装品の自動車機器、太陽光発電用パワーコンディショナ・蓄電ハイブリッドシステム等のエネルギーソリューション機器、家庭向け冷暖房・給湯用着火装置、トランス・リアクター等の電子デバイス及び電子制御機器の製造・販売を主な事業内容としております。

自動車機器事業は、世界的な自動車業界のグローバル化の進展に伴う価格競争の激化、自動車の電子化の進展に伴う新製品開発コスト増等により、製品競争力の格差に大きな変動の可能性を内包しております。より有力なメーカーの主力商品に採用されることが、当社グループの業績に直接影響いたします。また、エネルギーソリューション事業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を始めとする政府のエネルギー政策全般及び当社グループが生産する太陽光発電関連製品の販売先や電気事業者の動向等によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。電子機器事業は、成熟製品分野を多く占める家庭向け電子制御機器で、円安時における海外拠点から国内拠点への生産回帰、付加価値の高い新分野における新製品の開発が鍵となります。

当社グループ製品の主要原材料である金属・樹脂・部品等に関して、安定的かつ安価に調達できるよう努めておりますが、市況変動による価格の高騰・品不足、いくつかの原材料等については特定仕入先の生産能力の不足による納入遅延、取引先が製造した製品の欠陥、経営状態の悪化、不慮の事故、自然災害等により、当社グループの原価の上昇、生産遅延・停止がおり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、収益力確保に向け、部品・生産設備の内製化等による合理化・生産性向上、高付加価値新製品の開発に全力で取り組んでおり、最大限の努力を傾注いたします。それにもかかわらず、想定外の事由により達成できなかった場合は、業績に影響が出る可能性があります。

(2) 特定の取引先への集中等

当社グループにおいて、売上高に占める上位10社グループの比率は62.7%となっております。特定顧客への依存度を引き下げるべく顧客基盤の拡充に努めておりますが、主要顧客の業績、顧客の海外生産シフト等生産政策の変更等により、当社グループの業績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 海外での事業拡大に伴うリスク

当社グループは、顧客のグローバル化に対応するため海外事業を積極的に展開しており、政治・経済情勢の変動、社会環境、法制・税制の変更、人材確保の困難等、海外拠点特有のリスク要因があります。

(4) 為替変動リスク

当連結会計年度の海外売上高比率は54.5%であり、外貨建て取引や外貨建て資産の評価替えに伴う一定の為替変動リスクが存在しています。為替変動リスクに対応するため、短期的には為替先物予約の活用、中長期的には現地調達体制の整備を進めておりますが、現時点でこのリスクを完全に回避することは困難であり、為替相場の変動が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 災害等による影響

当社グループは生産設備の定期的点検等を通して生産力の低下を最小限に抑制するよう努力しておりますが、自然災害による火災・電力供給等の中断による影響を完全に防止又は軽減することができるといふ保証はありません。予期せぬ自然災害の発生により生産活動が中断し、結果として当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻が現在も継続しており、新たに、中東問題という地政学リスクも高まっております。当社グループでは当該地域への拠点展開や直接投資はございませんが、米国、インド、中国等での生産拠点の操業やサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制

当社グループ各社は、知的財産権の保護に関する規制、環境規制、商取引、投資又は輸出入、公正競争、労働、租税等にかかる所在国・地域の各種法令諸規制の適用を受けております。これらの法令諸規則又はその運用にかかる変更は、当社グループの事業活動への制約、法令遵守対応にかかる費用又は法令諸規則違反による当社グループへの過料賦課等によって、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、2013年7月に当社顧客への一部自動車部品（点火コイル）の販売に関して米国独占禁止法に違反したとして米国司法省との間で司法取引契約を締結しております。当該違反行為に関連して、一部顧客と協議をすすめた結果、和解が成立し、2017年3月期において計上した訴訟損失引当金796百万円の支払いが完了しております。なお、2022年3月期で特別損失で計上した和解金74百万円の支払いをもって、今回の訴訟関連の費用は終結したと判断しております。

(7) 知財競争

当社グループは、独自の技術開発と生産工程の創出に最重点をおいておりますが、海外進出に伴い、知的財産権の侵害を受けるおそれは益々増大しています。また、顧客と市場ニーズに応じてシステム技術を開発するに当たり、全ての技術を当社でカバーしえない場合は、他社との協業等によりそのリスクを回避する所存であります。

(8) 製品品質の不具合

当社グループは「お客様要求品質第一に徹することで、世界に冠たる製造業のお客様を通じて世の中に安全・安心・感動を届け続ける。」という品質方針に基づいて、顧客に喜ばれる品質・価格・納期の実現に徹底して努力しております。しかし、全ての製品について不具合がなく、将来にリコールが発生しないという保証はありません。予期せぬ品質の不具合の発生が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 財務制限条項による影響

当社グループが締結している借入金契約には、財務制限条項が付されているものがあり、この条項に抵触し、一括返済を求められた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

主要なリスクの分類とその対応策

リスク区分	内容	リスクへの対応策
市場動向	(自動車機器事業) ・急速な自動車の電動化シフトに伴う点火コイル市場の衰退 ・グローバル化の進展に伴う価格競争激化 ・各国の環境規制の強化 (エネルギーソリューション事業) ・エネルギー政策、規制の見直し ・非化石由来のエネルギー需要の進展 ・市場ニーズの高まりに伴う競争激化 (電子機器事業) ・グローバルに拡大するインバータエアコン需要により海外拠点の生産再編	・主要製品である点火コイルの市場でグローバルNo.1を目指す。(市場淘汰の中残存者利益を確保する) ・次世代燃料点火燃焼技術開発推進 ・お客様要求仕様に対応し、マルチ点火、エネルギー変換効率の追求など技術の深化に拠るCO2削減を実現 ・中国・インド・インドネシア等、海外拠点の生産拡大 ・レジリエンス(災害等危機対応)需要拡大を背景に蓄電システムへのニーズに対応 ・増産体制の確保、当社のハイブリッド蓄電機能により低価格・高付加価値なシステムの提供「車と家をつなぐ技術開発」V2H・V2Gへの取り組み強化 ・メキシコ・インド南部での生産拠点の確保 ・ダイヤゼブラ電機の独自技術の統合・プラットフォーム化
原材料の調達	・原油・金属(鉄・銅)等の国際価格の高騰 ・特定仕入先の生産能力の低下 ・半導体等の部品の供給不足 ・需要と供給の変動に伴う物流の混乱	・原価構造の見直しと最終製品への価格転嫁 ・グローバル調達による物流費の低減 ・半導体等の専用部品でのセカンドソースの確保 ・サプライチェーン再構築における強靱化
海外展開	・為替リスク ・海外拠点の脆弱な経営基盤によるトラブル ・労働安全に関する現地法違反	・生産品目の最適地生産を再検討 ・グループで「為替リスク管理」を徹底 ・海外拠点のコンプライアンス教育の推進
自然災害	・災害・疫病による社会混乱 ・施設への被害 ・サプライチェーン停滞	・BCP策定 ・リモートワークの推進等感染症対策の徹底 ・定期的生産能力の点検 ・仕入先様との強固な信頼関係構築 - 仕入先様とで組織するAll Diamonds強化
コンプライアンス	(法的規制) ・知財・各種商取引・輸出入・公正競争等の規制 ・環境課題への取り組み要請 (ガバナンス) ・リソースの不足(人材流出) ・ハラスメント	・契約時の徹底的な検証 ・コンプライアンスの意識を社員全員で共有2050年までにグローバルでCO2排出ゼロの「ものづくり」を目指すべく、再生可能エネルギーの導入や新工法等による省エネルギーの取り組みを行うと共に、当社グループのサプライチェーンについてもCO2排出削減に向けた活動を推進 ・継続的な採用、教育の充実、労働環境の最適化 「仕事と家庭生活を両立できる雇用環境の整備、労働時間の適正化や法令に基づく適正な労務管理、ハラスメント予防に関する社員教育の徹底、内部通報制度の設置などの施策を実行」
製造物責任	・リコールの発生 ・顧客からの品質不具合に関する請求	・品質基本方針「お客様要求品質第一に徹することで、世界に冠たる製造業のお客様を通じて世の中に安全・安心・感動を届け続ける。」の徹底 ・トップマネジメントによる異常発生時の即時対応、並びに継続的な品質改善活動を通したリスク源への徹底した取り組み

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

あれから1年の月日が流れたにもかかわらず、能登半島を襲った自然災害の爪痕は今もその地に、そして人々の心に深く生々しく残っています。その悲劇を見つめる目を転じてみれば、阪神淡路大震災から三十年、東日本大震災から十四年、幾星霜を経ても未だ大自然の驚異に立ち竦む私達人間の無力さに打ちひしがれるばかりです。

同時に、それでも揺蕩えど沈まず、諦めずに苦難の中で生活を探っておられる方々の孤軍奮闘、そしてそれを支える民間企業の方々のお心寄せに今もなお胸が締め付けられる想いです。改めて、被災され、生活を損なわれた総ての皆様に謹んで御見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧、復興を衷心より願って止みません。

前回も述べましたが、幾何かでも、特に、「レジリエンスプロダクト：生活を取り戻す力を、みなさまの御家庭に」を謳う我が社のエネルギーソリューション事業におけるものづくりが、被災された人々が一日でも早く御家族みなさまで心温かな生活を取り戻せるよう、公器として社会の安寧に寄与すべく連戦猛進して参ります。

さて、当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における世界経済は、いよトラ（いよいよトランプ）どころか、さっトラ（さっそくトランプ）とも言うべき数多くの大統領令の発令とともに、タリフマンの面目躍如、トランプ関税政策が世界を覆いつくしています。この影響により為替が大きく変動するのかどうか、株価が大きく変動するのかどうか、中国、メキシコを中心とした関税が、まさにいよいよ日本にも影響を及ぼし始めましたが、今後どうなるのか、そのようなことはもはや誰にもわかりません。

ただし、繰り返しになりますが、それでも、光無き闇に一条の光明を「探す」ではなく「描く」、経営の意思が問われていると捉えるべきであります。トランプ大統領の政策は米国第一の徹底、また、その遂行のため強大な力を背景とした強者の交渉を行うものだとして先ず以て受け止め、特に我が社のような世界に展開するものづくり企業は地政学に基づいた関税の在りかを探り臨機応変な世界最適生産に取り組み続けなければなりません。我が社においても原材料高、物価高は全くもって変わらぬなかでの為替、それに加えて関税の大きな変動を厳しく認識し、前回述べたすでに手を打っているグループ内債権債務の評価への目配りも忘れず、転ばぬ先の杖とそのまた先の杖と捉え、向後も先手を打ち続けて参ります。

幾度も述べますように、常態化した原材料高、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化及び膠着化、イスラエル・ガザ戦争及びこれに端を発した中東問題あるいは中東戦争と言っていような広域化、非常戒厳宣言を発端とする韓国における現役大統領逮捕という政情不安等による更なる地政学リスクの高まりで、世界経済の見通しを立てることが益々難しくなっていると実感します。なればこそ、変わらずグローバルサプライチェーンにおける綿密なコミュニケーションと精密な舵取りを執り行っております。我が社においては、世界中の拠点から得続けている生々しい情報、その分析の精度向上とともに、最善を望みながらも最悪に備え続けて参ります。

すなわち、進行期になりますが、4月7日（月曜日）にリリースした「米国による関税措置への当社対策について」で述べたように、特に此度は我が社が2000年から大変友好的なものづくりをさせていただいているハンガリー国での引き続きのものづくりに留まらず、その地政学を利活用した輸出入についてもすでに手を打っていますが、日米の関税交渉の首尾はいかがなものか、国内4工場や上記ハンガリーのみならず世界9か国22拠点14工場を有する我が社としても、正直気が気ではありません。ただし、いささか誇りに思うことは、先述したハンガリー拠点における中国レアアース問題対応が進捗を見せたことであります。

国内経済におきまして、進行期を含め円高へ推移し始めておりますが、無論まだ物価高に影響が出るほどではなく、前述の通り未だに有刺鉄線で首を締めるように消費者を苦しめ続けています（生活実感としての物価は倍、あるいは3倍に感じることもある、まさに生活苦）。だからこそ、今も暮らし向きの改善が見出だせぬ中で、回復どころか大挙して押し寄せ、観光地を埋め尽くす外国人観光客の笑顔と財布、すなわちインバウンドとインバウンド価格（日本の消費者にはもはや手が出ない）がもたらすはずの景気回復が、一消費者一消費者へ還元されるのは、今少し先のように感じております。少しずつでもいい、一刻も早く還元されることを心から、切に、切に、切に願ってやみません。せめて日本居住の納税者には宿泊税や入湯税だけでも、還付されるようになれば良いのですが。少なくとも色々と言われてきた「大阪・関西万博」が経済の起爆剤とは言わぬも、幾何かの景気回復に寄与することが叶えばいいのにねと思うております。

このような不安定な状況の下、当社グループは、2023年10月4日に策定した「中長期経営計画〈炎のスクラム〉」に連戦猛進しております。くどいようですが、下記にその「〈炎のスクラム〉策定趣旨及び宣言」「〈炎のスクラム〉のあとがきにかえて」を再び記し、ここに我が社の弛まぬ意志と意欲を表し続けます。

また、「This is the Innovation」→「Project A=アンモニア燃焼技術」は従前お伝えいたしましたように日刊工業新聞様の2024年4月16日（火曜日）の一面に取り上げられたその後もメディアに取り上げ続けられ、無論、お客様他各方面とその用途についての〈炎のスクラム〉も当然緊密に推進しております。我が社が8年かけて取り組んできた技術革新が我が社の新たなビジョンである「車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ」を必ずや実現させると、我が社の傍楽仲間達、そのお客様接点創造、金融機関様、All Diamonds企業様並びに御仕入先様方々皆様の全身全霊堅固為る紐帯〈炎のスクラム〉のもとグローバルサプライチェーン再構築がなされたなかで、心密かにアンモニアを、そして、斗いの炎を燃やしています。

加えて、上記「Project A」の水素エンジン転用も日刊工業新聞様2024年10月22日（火曜日）の自動車・モビリティ一面にて取り上げられ、共にカーボンニュートラル燃料に対応したエンジンの開発推進に大いに貢献できると考えております。

さらに2025年2月7日、8日に米子コンベンションセンターで開催された「とっとり産業未来フェス」に出展し、特別ゲストトークショーに登壇されたトヨタ自動車様元副社長で現エグゼクティブフェロー河合おやじ様も我が社の「Project A」をご覧になり大いに興味を持たれていました。いささか誇りに思うところであります。業績回復のさなかではありますが、夜明け前の最も暗い闇に黎明を見た、希望の炎が赫々と点火されております。

次に「Free as a Bird」すなわちマイクログリッド人口最少県である砂の街鳥取でいよいよ始動、鳥取市、鳥取銀行様方々と〈炎のスクラム〉を組み、鳥取の地を再生可能エネルギーの坩堝と化してみせます。日本海新聞様、日刊工業新聞様、朝日新聞様、NHK様にも当該記事（2024年12月19日付設立の地域エネルギー事業会社「株式会社スマートエネルギーとっとり」）が掲載されました。すなわち、「Project A」で地球の未来に点火し「Free as a Bird」で地域のエネルギーを因習から解き放ってみせます。

そして、社長ものづくり方針〈現場、現場、現場、相手の立場に立つ、本当に立つ〉に則る「（相手の立場に立つ）本当に立つプロジェクト」を挙社一致で実践、お客様接点創造、グローバルサプライチェーン脱構築、ものづくりに変わらず連戦猛進しております。当然、中長期経営計画達成への執念同様、低迷する株価に対しても上記方針に則って其之挺入れに取組んでおります。すでに実行済みの有償ストック・オプションに加え、社長はそもそも早くから実施しておりますが、株式累積投資が幹部達に浸透して参りました。引き続きその拡大、そして傍楽仲間達（従業員）には傍楽仲間達持株会（従業員持株会）への参画をしつこく強く促して参ります。また、進行期以降のことではあります個人投資家様向けセミナーも復活させ、これにて総てのステークホルダー方々との接点創造を徹底強化していくことと相成ります。

また、6月27日に執り行われた第7期定時株主総会に於いて、漸くでは有りますが、女性取締役役を御諮り申し上げました。但し、其之女性取締役候補は、外部からの登用とは致しません。女性の取締役こそ、長い歴史を裏打ちするような旧い体質がゆえに変革成らず潰えた典型的な倒産企業群で有った我がグループの元々の其々の企業の一隅で、それでも闘志を秘め、歯を食いしばって奮闘してきた傍楽仲間達からこそ抜擢すべき、左様存ずるからです。当女性取締役候補傍楽仲間達抜擢プロジェクトは、実際には昨秋十月から既に始動、即ち夏のおわりには候補選定を終え、社長以下取締役を中心に、社長訓示及び講義を通じて彼女達の指導、特に取締役に必要な「金（会計）と法律」教育に鋭意取り組んで参りました。また、レポートや対話、座談会を通じてインタラクティブな学びの場を設けることで、当該プロジェクトを永続的に続けてゆく端緒とすべく、みっしりと肉付けています。また、本来ならば社外取締役を御願いするに当然で有ろう、当社顧問でも有り、各官公庁の様々な委員会等に其之名を連ねる社会保険労務士法人ワーク・イノベーション菊地代表に、為ればこそ、メンターとして、女性取締役候補傍楽仲間達にとっても親身に寄り添うて頂いております。尚、社長が当該プロジェクトを通じて最も大切にしていることは、旧弊なロールモデルとしての「女性のリーダー」を育成することではなく、多様で新たな時代の「リーダー」そのものを世に送り出してゆくということです。これについては、日刊自動車新聞様電子版（2025年4月18日金曜日）に「ダイヤモンドエレクトリックが新プロジェクト 女性取締役を育成」として取り上げられました。

ここに、私達ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループは、己にこそ厳しい鍛錬並びに勤勉を積み重ね環境整備に勤しみ、多くのお客様、金融機関様、All Diamonds企業様並びに御仕入先様方々、そして株主の皆様方々の喜びを皆様からの投票と想い定め、全身全霊連打連撃連戦猛進することをあらためて御盟い申し上げます。引続き堅固為る紐帯〈炎のスクラム〉にて御指導御鞭撻御愛顧御連携の程宜しく御願い申し上げます。

〈炎のスクラム〉策定趣旨及び宣言

〈D S A 2021再点火反転攻勢版〉の炎を潰えさせぬまま、我が社は、過去に例無く他に類見ぬ上場企業二社同時再生+1、其之最終局面に直面しています。苦闘しています。間も無くのはずの夜明け、其之直前の闇を駆け抜けるに、息が上がり、足ももつれんばかりです。夜明け前の闇が最も暗い事は自明の理、或いは試合終了直前、逆転の許されぬ自陣スクラムが筆舌に尽くし難く苦しい事も言うを待たず、で有ります。されど、足掛け八年闘い抜いてきた「類い希なる強靱な意志と意欲」は更に烈しく炎立つ。再生端緒驚くほど鮮やかに天空に描いたように、此之夜明け前の闇を駆け抜けた時にこそ我が社と我が社の傍楽仲間達が未来に燦然と耀く、左様確信しています。ゆえに「Whatever it takes」、歯を食い縛り、刀を振り回し、一步でも一寸でも前に出る、連戦猛進しています。此処に、グローバルサプライチェーン崩壊の難局を斬り抜け、真の公器を目指し「サステナブル＝持続可能」な成長を描く新たなビジョン〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉を掲げ、新中長期経営計画〈炎のスクラム〉を組上げます。

〈炎のスクラム〉のあとがきにかえて

此之新たな中長期経営計画〈炎のスクラム〉を、約一週間の北米出張からの帰国の途上、機上にて策定、執筆しています。文字通り機上の空論ですが机上の空論に非ず、必ずや遂行する所存です。

昨夏から海外渡航が可能に為り、既存御取引の継続御礼及び新規受注を企図してのお客様訪問が漸く叶いました。そして、待ちに待った社長総点検に由る傍楽仲間達との再会。改めて、人と人が共に在ることの大切さ、有難さが身心に深く沁み入ります。

逢えない時間を、我が社のていたらくも有り、きっと心を戸惑わせながらもWEBや電話やメールを駆使して一緒に乗り越えてくださったお客様、御仕入先様方々に衷心より感謝申し上げます。待ちに待っていた世界中の傍楽仲間達におおきに！であります。無論、惨禍の間隙を縫い慎重に丁寧に苦慮と配慮を幾重にも重ねても面談を実施して、此之困難之季を更に近い処で一緒に闘って下された金融機関様、All Diamonds企業様方々にも、今一度重ねて衷心より御礼申し上げます。誠に以て有難う御座います。旅の終わり、旅愁のなか、万感胸に迫る想いです。

さて、2017年に投資を決断し、足掛け7年取組んできた〈Project A＝アンモニア燃焼技術〉は現在、更なる研究の深化と共に、既報の通り世界初の技術を具現化すべく、チャンピオン試作品を今年度末、2024年3月の完成を目指して我が社のむくつけきエンジニア達が鋭意作成中です。

また、既存の事業同様〈Project A＝アンモニア燃焼技術〉をどまんなかに据えた〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉新たな闘いに於いても、既に連携、御協力賜っております企業様や研究機関様に加えて、日本を手始めに、世界の各地で焔（ほむら）立つ堅牢な〈炎のスクラム〉を組みたい、左様に考えています。

いつの日か、世界中の公道を地球環境に資する我が社の技術を搭載した自動車が走る前に、田畑や海上で御役に立てないか、少しでも早く人々と地球の未来に役立てないか、此之、過去に例無く他に類見ぬ上場企業二社同時再生＋1の完遂を足腰に、確かな収益構造を有した筋肉質の会社へと生まれ変わるのは勿論のこと、世界中の人々から在って佳かった、左様仰って頂ける公器へと昇華すべく、少しづつ少しづつ漸進して参ります。

また、我が社が〈Project A〉に次いで進める〈Free as a Bird〉即ちマイクログリッドは、〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉大いなる試みであると同時に、日本に於ける「ものづくり」の力の源泉である地方の復活、其之底力を喚起する取組みでもあります。今少し先にはなりますが、此之マイクログリッドを追求するということは、其之町で雇用が生まれるということ。鳥取での雇用を取り戻すだけで無く、先ず以て我が社の工場が在る新潟三条、栃木大田原、秋田横手にて同様に産業創出延いては雇用創出に取組み、此之国の地方の底力を呼び醒ましたい、斯様に考えています。極度の円安、物価高、そして何れの人口減を想えば、「夫れ大事を済すは必ず人を以て本と為す」、我が社の〈人々の再生物語〉が更に多くの人々の心温まり勇気湧く豊かな物語につながることを、衷心より願って止みません。今後も当グループは、中長期経営計画〈炎のスクラム〉に掲げた新ビジョン〈車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ〉に基づき、公器としてお客様の発展に寄与し社会の豊かさに貢献するべく、挙社一致で連戦猛進して参ります。

当連結会計年度の売上高は917億24百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益は22億70百万円（前年同期比883.5%増）、経常利益は14億67百万円（前年同期比11.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億11百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失18億97百万円）となりました。営業利益の改善は、主に原材料高騰影響の価格転嫁が進み、さらに全社的な生産性の改善が進んだことによるものであります。

・連結	売上高	917億24百万円（前年同期比1.7%減）
	営業利益	22億70百万円（前年同期比883.5%増）
	経常利益	14億67百万円（前年同期比11.7%増）
	親会社株主に帰属する当期純利益	4億11百万円（前年同期は親会社株主に帰属する 当期純損失18億97百万円）

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[自動車機器事業]

自動車機器事業は、中国でのお客様需要増や電動車の減速による内燃機関搭載車の増産の影響を受け、売上高は349億28百万円（前年同期比6.3%増）となりました。利益面では、ものづくりにおける生産性改善や材料費、労務費等の価格転嫁が進み、セグメント利益は3億80百万円（前年同期はセグメント損失8億99百万円）となりました。

[エネルギーソリューション事業]

エネルギーソリューション事業は、蓄電ハイブリッドシステム（EIBS7）の本年度、国・自治体の補助金の条件等の変更及びOEM先様の在庫調整、東京電力ホールディングス様V2Hの市場投入遅れの影響により、大幅な販売回復とならず、売上高は245億35百万円（前年同期比8.3%増）となりました。利益面では、為替影響及び原材料高騰の価格転嫁が一部で進み、セグメント利益は28億22百万円（前年同期比25.3%増）となりました。

[電子機器事業]

電子機器事業は、エアコン用リアクタ等の需要がお客様における在庫調整が一巡し落ち着きをみせ昨年対比で微増、空調関連はインドの国内需要堅調により増加したものの、欧州のヒートポンプ暖房の政府政策や補助金の変更による需要落ち込み影響により、売上高は309億83百万円（前年同期比15.0%減）となりました。利益面においては部品調達の改善が進み、セグメント利益は10億53百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

[その他]

金型成型事業等を行うダイヤクラフト株式会社、インドクラフト及びタイクラフトの事業セグメントの売上高は12億77百万円（前年同期比7.0%減）、セグメント損失は1億81百万円（前年同期はセグメント損失68百万円）となりました。

生産、受注及び販売の実績は次のとおりであります。

① 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
自動車機器事業	35,516	8.0
エネルギーソリューション事業	24,853	10.4
電子機器事業	30,679	△15.5
その他	1,264	△8.5
合計	92,314	△0.8

（注） 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

② 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）の製品は、自動車機器事業においては、得意先から1～3ヶ月前より指定部品の生産計画内示を受け生産の予測をたてますが、実際の納入は、得意先の生産に合わせた提示によりラインに納入している状況であります。従って、内示と実際とは異なる場合もあり、受注高及び受注残高を算出することは困難であるため、受注実績の記載は省略しております。

また、エネルギーソリューション事業及び電子機器事業においては、得意先からの生産計画の提示を受け、過去の実績及び将来の予測と生産能力を勘案して見込み生産を行っているため、受注実績の記載は省略しております。

③ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
自動車機器事業	34,928	6.3
エネルギーソリューション事業	24,535	8.3
電子機器事業	30,983	△15.0
その他	1,277	△7.0
合計	91,724	△1.7

（注） 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		当連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
ダイキン工業株式会社	17,362	18.6	14,765	16.1

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は792億78百万円となり、前連結会計年度末に比べ27億54百万円減少しました。主な増加は、機械装置及び運搬具11億23百万円であり、主な減少は、建設仮勘定23億68百万円、売掛金17億52百万円であります。

負債は677億25百万円となり、前連結会計年度末に比べ40億27百万円減少しました。主な増加は、短期借入金17億53百万円であり、主な減少は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）45億6百万円、電子記録債務12億86百万円であります。

純資産は115億53百万円となり、前連結会計年度末に比べ12億72百万円増加しました。主な増加は、為替換算調整勘定7億86百万円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等による利益剰余金2億97百万円、退職給付に係る調整累計額1億21百万円であります。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の12.4%から14.4%となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は72億71百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億15百万円減少しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、35億88百万円（前年同期は21億22百万円の獲得）となりました。主な要因は、仕入債務の減少が14億5百万円あったものの、税金等調整前当期純利益が13億97百万円、減価償却費が31億60百万円、契約負債の増加が6億92百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、6億38百万円（前年同期は40億9百万円の使用）となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入が5億39百万円、投資有価証券の売却による収入が2億84百万円あったものの、有形固定資産の取得による支出が13億48百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、37億75百万円（前年同期は1億25百万円の獲得）となりました。主な要因は、短期借入金の純増額が16億33百万円、長期借入れによる収入が16億20百万円あったものの、長期借入金の返済による支出が60億97百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出が6億7百万円あったことによるものであります。

当社グループの財政状態に関する指標のトレンドは下記のとおりであります。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
自己資本比率（%）	11.0	14.7	13.7	12.4	14.4
時価ベースの自己資本比率（%）	30.2	11.1	9.1	7.4	6.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	8.3	△7.7	△11.6	19.7	10.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ（倍）	21.6	△19.2	△7.8	4.1	4.3

（注） 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

Ⅰ. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

Ⅱ. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

Ⅲ. 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行っております。主なものは貸倒引当金、繰延税金資産、賞与引当金、退職給付に係る資産及び負債、製品保証引当金、関係会社株式、製品補償引当金、減損損失、棚卸資産の評価、のれんであり、その見積り及び判断については継続して評価を行っております。

なお、見積り及び判断・評価については、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(1) 金銭消費貸借契約（コミットメントライン及びタームローン契約）

当社は運転資金の安全な調達枠を確保するため、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約（コミットメントライン及びタームローン契約）を締結しております。

本契約の概要は、以下のとおりであります。

① 契約の相手方

株式会社三菱UFJ銀行

② 契約締結日

2024年7月30日

③ 借入期間

・コミットメントライン

2024年8月2日から2025年8月1日まで（1年間の延長オプション有り）

・タームローン

2024年8月2日から2029年7月31日まで

④ 借入残高

・コミットメントライン（極度額）

25億円

・タームローン

4億33百万円

⑤ 内容

本契約には財務制限条項が付されております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) ※6 財務制限条項」をご参照ください。

また、本契約に基づく当社の債務については、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社が連帯保証を行っております。

(2) コミットメントライン契約

当社は運転資金の安全な調達枠を確保するため、株式会社三井住友銀行（エージェント）をはじめとする 7 行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しております。

本契約の概要は、以下のとおりであります。

① 契約の相手方

株式会社三井住友銀行 他 6 行

② 契約締結日

2025年 3 月26日

③ 借入期間

2025年 3 月31日から2025年12月30日まで

④ 極度額

100億円

⑤ 内容

本契約は、契約期間中、借入枠の範囲内で繰り返し借入を行うことができる融資枠契約であります。

なお、本契約には財務制限条項が付されております。詳細につきましては、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) ※ 6 財務制限条項」をご参照ください。

また、本契約に基づく当社の債務については、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社が連帯保証を行っております。

2024年 4 月 1 日前に締結された貸借契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第 3 条第 4 項により記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

当社グループは「車と家を地球環境に資するものづくりでつなぐ」をビジョンと定め、燃費向上・省エネ・省資源・環境負荷物質の低減等、地球環境問題に対応する新技術の開発に日々邁進しております。また、世界の課題である地球温暖化は深刻度を増しており、当社の扱う電力変換技術を中心としたテクノロジーの重要度はさらに高まっています。

自動車機器事業におきましては、世界の自動車産業が脱炭素へ加速するなか、自動車部品専門メーカーとしてこれまでに培った技術をさらに進化、ハイブリッド自動車から産業機械に至る幅広いエンジン向けとして良品廉価な点火コイル開発、及びその先のカーボンニュートラル社会を見据え、点火システムを軸とした先行開発を推進しており、当連結会計年度における研究開発費の金額は、1,114百万円となっております。

エネルギーソリューション事業におきましては、カーボンニュートラル/脱炭素化への取り組みに向け、再生エネルギーを活用する蓄電ハイブリッドシステムの開発、及び車と住宅を接続して電力を融通し合うV2H（Vehicle to Home）分野での研究開発、また低圧産業用の産業用PCSの設計開発を推進しており、当連結会計年度における研究開発費の金額は、1,714百万円となっております。

電子機器事業におきましては、ホームエレクトロニクス市場（特に空調機器市場）でもカーボンニュートラル社会への挑戦に向け、更なる省電力化、高付加価値化に取り組んでおります。また、電力変換で培った技術を活かし、今後更なる開発が加速される電動車向けにリアクトル・トランス及びDCDCコンバータなどの車載電装品の開発を進めており、当連結会計年度における研究開発費の金額は、463百万円となっております。

基礎研究の分野では、新燃料での点火・燃焼研究で量産エンジンをうい、点火強化による燃焼限界の拡大について一部の領域で効果が確認できた為、さらなる運転域での効果を確認すべく研究を進めております。

新規事業の分野では、様々な環境発電デバイスに着目し、効率的でコスト効果の高い電源システム構築を推進し、新たな持続可能なエネルギー供給を目指しています。さらには各種機器に搭載されるリチウムイオンバッテリーに対する劣化度診断のニーズが高まっており、これに応えるべく、バッテリー劣化診断装置の開発を進めております。

製品化開発中のものを含め、基礎研究と新規事業に係る当連結会計年度における研究開発費の金額は、26百万円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、新製品の受注に伴い、新機種・新加工法対応への設備投資を行っております。

当連結会計年度のセグメントの設備投資の内訳は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除売却等はありません。

	設備投資額 (百万円)	設備投資目的
自動車機器事業	671	増産対応・合理化・研究開発設備の拡充
エネルギー ソリューション事業	140	
電子機器事業	243	
その他	129	
共通設備	253	管理業務の生産性向上
合計	1,437	

(注) 1. 自動車機器事業においては、主に米国ダイヤモンド電機における増産対応及びタイダイヤモンド電機における生産集約による増産対応のための設備投資であります。エネルギーソリューション事業においては、主に日本国内における新規立ち上げのための設備投資であります。電子機器事業においては、主にベトナムダイヤゼブラ電機における合理化のための設備投資であります。なお、所要資金は自己資金、借入金及びリースにより賄っております。

2. 設備投資額には、無形固定資産、長期前払費用への投資も含めております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ダイヤゼブラ電 機株式会社	本社試験・研究 棟 (大阪市淀川区)	自動車機器	自動車機器に関 する技術・開発 施設	51	—	99 (391)	—	150	34
	本社テクニカル センター (大阪市淀川区)	自動車機器 電子機器	自動車機器・電 子機器に関する 技術・開発施設	22	—	— (672)	—	22	34
	DZ-Lab. (大阪市淀川区)	自動車機器 電子機器	自動車機器・電 子機器に関する 技術・開発施設	31	—	— (2,787)	—	31	147
	本社 (大阪市淀川区)	全社統轄業 務 その他	統轄業務施設 技術・開発施設	90	—	204 (2,237)	—	294	77
ダイヤモンド電 機株式会社	鳥取テクニカル センター (鳥取県鳥取市)	自動車機器	自動車機器に関 する技術・開発 施設	—	—	— (264)	—	—	21
	鳥取工場 (鳥取県鳥取市)	自動車機器	自動車機器に関 する生産設備	283	579	972 (53,426)	26	1,861	218
ダイヤモンド電 子株式会社	新潟工場 (新潟県燕市)	自動車機器 電子機器	自動車機器・電 子機器に関する 生産設備	882	342	727 (23,362)	11	1,963	223
ゼブラ電子 株式会社	栃木県 大田原市	電子機器 エネルギー ソリューション 事業	電子機器・エネ ルギーソリュー ション事業に関 する生産設備	142	204	463 (49,837)	35	844	146
ダイクラフト 株式会社	秋田工場 (秋田県横手市)	その他	金型製作・射出 成型に関する生 産設備	0	0	18 (5,976)	16	36	44

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3. 国内子会社の賃借中の土地については面積のみ表示しております。

4. ダイヤゼブラ電機株式会社の本社テクニカルセンターの土地の帳簿価額については、本社と同一敷地内にあり算出が困難なため、本社の土地の帳簿価額に含めて表示しております。また、ダイヤモンド電機株式会社の鳥取テクニカルセンターの土地の帳簿価額については、鳥取工場と同一の敷地内にあり、算出が困難なため、鳥取工場の土地の帳簿価額に含めて表示しております。

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
米国ダイヤモンド電機	ウェストバージニア本社 (米国ウェストバージニア州)	自動車機器	自動車機器に関する生産設備	1,028	2,255	26 (44,702)	9	3,320	212
ハンガリーダイヤモンド電機	ハンガリー工場 (ハンガリー エステルゴム市)	自動車機器 電子機器	自動車機器・電子機器に関する生産設備	35	345	51 (22,802)	174	606	123
中国ダイヤモンド電機（蘇州）	中華人民共和国江蘇省	自動車機器	自動車機器に関する生産設備	650	1,013	— (22,506)	150	1,814	144
インドダイヤモンド電機	インド ハリアナ州	自動車機器	自動車機器に関する生産設備	148	545	59 (12,211)	95	849	145
インドネシアダイヤモンド電機（製造）	インドネシア共和国 ブカシ	自動車機器	自動車機器に関する生産設備	292	132	— (2,016)	318	743	111
タイダイヤモンド電機	タイ王国 チャチューンサオ県	自動車機器 電子機器	自動車機器・電子機器に関する生産設備	722	178	300 (37,860)	107	1,309	142
タイダイゼブラ電機	タイ王国 チャチューンサオ県	電子機器	電子機器に関する生産設備	443	247	614 (33,048)	1	1,307	665
ベトナムダイゼブラ電機	ベトナム バクニン省	電子機器	電子機器に関する生産設備	719	333	— (—)	13	1,065	701
インドクラフト	インド タミルナードゥ州	その他	金型製作・射出成型に関する生産設備	119	122	87 (1,550)	23	352	85
タイクラフト	タイ王国 サムットプラーク県	その他	金型製作・射出成型に関する生産設備	130	174	58 (3,220)	174	538	128

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。
3. 在外子会社の賃借中の土地については面積のみ表示しております。
4. 在外子会社の状況は、各連結子会社の決算日末現在で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
タイダイヤモンド 電機	タイ王国 チャチュー ンサオ県	自動車機 器事業	自動車機器に 関する生産設 備	1,094	328	借入金	2024年 9月	2029年 3月
インドダイヤモ ンド電機	インド ハリアナ州	自動車機 器事業	自動車機器に 関する生産設 備	741	464	借入金	2024年 4月	2026年 3月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	32,610,000
計	32,610,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2025年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2025年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,163,001	9,163,001	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	9,163,001	9,163,001	—	—

(注) 提出日現在発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に記載しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

	第 5 回新株予約権
決議年月日	2024年 5 月27日
新株予約権の数（個）※	9,660
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 966,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当初行使価額 704（注9）
新株予約権の行使期間 ※	2024年 6 月13日～2026年 6 月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）※	（注12）
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注7）、（注9）

※当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（但し、注7新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後毎週金曜日（但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とする。）に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、当該修正日に先立つ5連続取引日（但し、東京証券取引所（以下「取引所」という。）が当社普通株式の当社普通取引の終値を発表している日に限る。以下「価格算定期間」という。）の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額に相当する金額（但し、当該金額が当該修正日の前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%（0.1円未満切上げ）の金額（以下「参照価額」という。）を下回る場合、参照価額とする。また、当該金額及び参照価額の両方が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される（1円未満切捨て）。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初633円とする。

但し、注9「行使価格の調整」の規定を準用して調整される。

- (5) 割当株式数の上限
1,000,000株
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄(4)に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）
633,000,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権の取得事由
当社は、2026年6月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. 本新株予約権の発行価額の総額 金1,130,000円（本新株予約権1個当たり113円）
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、704円とする。
9. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
10. その他の本新株予約権の行使の条件
- 本新株予約権の一部行使はできない。
11. 新株予約権の取得事由
- 当社は、2026年6月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
12. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

	第6回新株予約権
決議年月日	2024年5月27日
新株予約権の数(個) ※	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	当初行使価額 1,000(注9)
新株予約権の行使期間 ※	2024年6月13日～2026年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円) ※	(注12)
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結します。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注7)、(注9)

※当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、注7新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

行使価額は、当社取締役会において行使価額を修正する旨の決議がなされた場合には当該決議日に初回の修正がなされ、以後毎週金曜日(但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とする。)に修正が行われる(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、当該修正日に先立つ5連続取引日(但し、東京証券取引所(以下「取引所」という。)が当社普通株式の当社普通取引の終値を発表している日に限る。以下「価格算定期間」という。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額に相当する金額(但し、当該金額が当該修正日の前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%(0.1円未満切上げ)の金額(以下「参照価額」という。)を下回る場合、参照価額とする。また、当該金額及び参照価額の両方が下限行使価額(以下に定義する。以下同じ。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される(1円未満切捨て)。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。但し、①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、又は②当社が第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除く。)には、当社はかかる決議を行うことができない。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本欄(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4) 行使価額の下限
「下限行使価額」は、当初633円とする。
但し、注9「行使価格の調整」の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限
1,000,000株
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄(4)に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）
633,000,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権の取得事由
当社は、2026年6月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. 本新株予約権の発行価額の総額 金990,000円（本新株予約権1個当たり99円）
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,000円とする。
9. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
10. その他の本新株予約権の行使の条件
- 本新株予約権の一部行使はできない。
11. 新株予約権の取得事由
- 当社は、2026年6月12日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
12. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

< 第 5 回新株予約権 >

	中間会計期間 (2024年10月 1 日から 2025年 3 月31日まで)	第 7 期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	300	340
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	30, 000	34, 000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	633	640
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	18	21
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	—	340
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	—	34, 000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	—	640
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	—	21

< 第 6 回新株予約権 >

	中間会計期間 (2024年10月 1 日から 2025年 3 月31日まで)	第 7 期 (2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 (個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等 (円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数 (株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月31日 (注) 1	—	7,733	△37	100	—	4,443
2021年3月19日～ 2021年3月31日 (注) 2	72	7,805	100	200	100	4,544
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注) 2	347	8,153	453	654	453	4,997
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注) 2	974	9,128	581	1,236	581	5,579
2023年8月1日 (注) 3	—	9,128	—	1,236	△1,000	4,579
2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注) 2	35	9,163	11	1,247	11	4,590

- (注) 1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
2. 新株予約権の権利行使による増加であります。
3. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	13	35	62	15	14	5,379	5,518	—
所有株式数 （単元）	—	18,369	2,340	13,942	2,440	106	53,722	90,919	71,101
所有株式数 の割合（％）	—	20.204	2.574	15.335	2.684	0.117	59.086	100.0	—

- (注) 自己株式35,430株は、「個人その他」に354単元及び「単元未満株式の状況」に30株を含めて記載しております。なお、自己株式数35,430株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実保有株式数と同一であります。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	790,600	8.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8-1	786,500	8.62
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	大阪市福島区福島1丁目1-48-4106	667,516	7.31
All Diamond Shareholders	大阪市淀川区塚本1丁目15-27	441,900	4.84
池永 辰朗	兵庫県西宮市	210,490	2.31
豊栄産業株式会社	大阪市西淀川区花川1丁目7-8	140,000	1.53
ダイヤモンドエレクトリックHD傍楽仲間達持株会	大阪市淀川区塚本1丁目15-27	99,826	1.09
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON — NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R3AB (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	84,150	0.92
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	81,468	0.89
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	80,240	0.88
計	—	3,382,690	37.06

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する790,600株には当社株式720,000株（業績連動型株式報酬制度等の信託分）を含めております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式35,430株があります。
3. 2024年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Evo Fundが2024年6月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Evo Fund	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、インターラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド方	2,102,600	18.89

- (注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、新株予約権の保有に伴う保有潜在株式の数が2,000,000株含まれております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 35,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,056,500	90,565	—
単元未満株式	普通株式 71,101	—	—
発行済株式総数	9,163,001	—	—
総株主の議決権	—	90,565	—

（注） 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、業績連動型株式報酬制度等の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式が720,000株（議決権7,200個）含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
（自己保有株式） ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社	大阪市淀川区塚本 1丁目15番27号	35,400	—	35,400	0.39
計	—	35,400	—	35,400	0.39

（注） 1. 単元未満株式数を除いております。

2. 業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する株式720,000株については、上記の自己株式等には含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	248	172,313
当期間における取得自己株式	—	—

（注） 1. 当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

2. 取得自己株式数には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託が取得した株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	35,430	—	35,430	—

（注） 1. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求により売渡した株式は含まれておりません。

2. 業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する株式720,000株については、上記の保有自己株式等には含まれておりません。

3 【配当政策】

株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ります。

この方針に則して、剰余金の配当は、連結当期純利益に対する中長期的に安定した目標として配当性向25%以上を目指し、当事業年度以降もそれに向かって利益還元を実施したいと考えております。また、自己株式の取得についても、株主に対する有効な利益還元の一つと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、今後の経営環境の見通し等から、引き続き内部留保の確保が経営の最優先課題と位置づけ取り組んでおりますが、将来に向けた一定の利益を確保できる体制が整ったこと、さらに今後の業績及び事業展開等を総合的に検討した結果、株主の皆様への還元を図るべく、当期の期末配当につきましては、1株につき25.0円の配当を実施することを決定しました。

当社は、「取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	228	25.0

(注) 2025年6月27日株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金18百万円が含まれております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンス体制の特徴は、監査等委員会設置会社で、取締役の過半数が独立社外取締役で構成されていることです。定款により重要な業務執行の決定を取締役に委任しており、経営と執行を分離した小規模で迅速な意思決定が可能な組織となっております。代表取締役の業務執行を補佐し各種リスクをコントロールする組織は、委任型執行役員で形成されるグループ執行役員会の他、CXO（Chief XX Officer）リスクマネジメント委員会です。また、監査等委員会は内部監査部門を直属組織としたシステム監査により、取締役の業務執行の監視・監督に当たっております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

I 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に規定されている取締役会及び監査等委員会による統制を基本として、経営管理機能の強化、効率性の確保に向け、以下の仕組みを構築しております。

1) 取締役会

取締役会は、現在、監査等委員を含めた取締役7名（うち、社外取締役4名。取締役任期は1年、監査等委員である取締役任期は2年）で構成、グループの基本方針や基本戦略、業務執行に関わる重要事項の決定・承認及び業務執行の監督を実施、原則月1回定例開催しております。取締役会がその機能を最も効率的・効果的に発揮するため、経験や専門性が異なる多様な取締役で構成し、かつ過半数を超える社外取締役を選任することで、経営監視機能を強化し、経営の客観性を維持してまいります。

当事業年度開催の取締役会（臨時取締役会含む）は17回で、決議案件については82件の上程があり、事業活動における重要案件の決定、借入等の資金繰りに関する決議等を行っております。また、報告案件（定例報告含む）についても81件の上程があり、取締役会決議後の案件の執行状況報告や各委員会からの報告を受け、対応すべき内容については事業本部や各拠点への周知も含めて改善等を指示しております。

なお、2024年12月4日木曜日、当社監査等委員である宮本和俊取締役が御逝去されました。享年75歳で有りました。此処に、宮本和俊先生の御逝去を悼み、謹んで御悔やみ申し上げます。御遺族方々の哀しみを想えば御慰めの言葉も御座いませぬが、傍楽仲間達一同衷心より哀悼の意を表し、宮本先生の御冥福を御祈り申し上げます。宮本先生は、社長が掲げた社長三大方針〈お客様要求品質第一に徹する〉の最大の理解者で有り、厳しい闘病のさなかでさえ傍楽仲間達を案じ、其之傍楽仲間達がみんなで一緒に一所懸命づくりこもうとするお客様要求品質を案じ、いつもまるで子を見守る父親のように温かく御指導くだされました。其之壮絶にして見事な生き様に、今も敬慕の念絶えることは有りません。私達傍楽仲間達一同は、斯様にすぐれた御人徳に基づいた御事績を遺して下された宮本先生を衷心より偲ばねば為りませぬが何より、其之御懿徳、御遺訓を傍楽仲間達みんなであきらかにしてゆくことこそ、宮本先生の御鴻恩に報ゆる真の御恩返しと為ろうと信じ、みんなで一緒に〈お客様要求品質第一に徹する〉に連戦猛進して参ります。

■構成員の氏名：小野有理（代表取締役社長CEO兼グループCEO）、吉田夢佳志（社外取締役）、岡本岳（社外取締役）、笠間士郎（社外取締役）、奥下英己（社外取締役）、入江正孝、小谷カオル

(2024年度の取締役会の活動状況)

氏名	役職	取締役会出席状況	出席率
小野 有理	代表取締役社長CEO 兼 グループCEO	17回／17回	100%
吉田 夢佳志	取締役	15回／17回	88%
岡本 岳	取締役	17回／17回	100%
古川 雅和	取締役（監査等委員）	17回／17回	100%
宮本 和俊（注） 1	取締役（監査等委員）	6回／12回	50%
笠間 士郎	取締役（監査等委員）	17回／17回	100%
入江 正孝	取締役（監査等委員）	17回／17回	100%
長谷川 純（注） 2	取締役	5回／5回	100%

(検討内容)

経営戦略、中長期経営計画、販売・技術戦略、グループ政策、設備投資、株主総会関連、経営・事業関連、財務関連、人事・総務関連、ESG関連 など

(注) 1. 2024年12月4日に逝去された監査等委員（社外取締役）宮本和俊氏が退任されるまでに開催された取締役会は12回であり、このうちに6回出席しております。

2. 取締役 長谷川純氏が2024年7月24日開催の第6期定時株主総会継続会において任期満了退任するまでに開催された取締役会は5回であり、このうちに5回全てに出席しております。

2) 執行役員会

グループの審議機関であるグループ執行役員会は、取締役（社外取締役含む）、執行役員（技監含む）、主要事業会社の取締役などで構成しております。「グループ責任権限規定」に則し、月1回定例開催、経営執行の審議を行い、取締役会及び代表取締役の意思決定を補佐しております。なお、当社の執行役員制度は委任型執行役員制度を導入しており、その任期は1年です。

当事業年度開催のグループ執行役員会は12回で、審議案件68件、報告案件8件が上程され、設備投資や部材発注等の案件の審議を行いました。また、審議中の指摘事項及びそれに対する担当部門からの回答を取締役会資料に付すことで、取締役会及び代表取締役の円滑な意思決定に必要な情報を提供しております。

■構成員の氏名：藤木一郎（専務執行役員COO）、空本豊（専務執行役員CAO）、森信太郎（プリンシパルフェロー(専務級)CTO）、徳原英真（専務執行役員CFO）、西川勇介（常務執行役員CMO）、芦谷三郎（執行役員CGO）、阿部賢一郎（執行役員CQO）、遠藤伸（執行役員）、森下浩二（執行役員）、宮城康夫（執行役員）、阪根豊（執行役員）

3) 監査等委員会

監査等委員会設置会社で、3名の監査等委員（うち、社外取締役2名）で構成しております。取締役の職務執行の組織的監査を担い、取締役の職務執行の適法性のみならず、妥当性まで監査する権限を有しております。また、株主総会において監査等委員である取締役以外の指名・報酬について意見を述べることから、取締役の指名（選任・解任案）の審議、取締役報酬の妥当性について取締役会への答申や取締役会の実効性評価についての役割も担っております。

当事業年度開催の監査等委員会（臨時監査等委員会含む）は15回で、53件の議案の上程があり、取締役候補者についての意見や同意を行ったほか、取締役会実効性評価についての公表案の採択等を行っております。

■構成員の氏名：入江正孝（取締役監査等委員）、笠間士郎（社外取締役）、奥下英己（社外取締役）

コーポレートガバナンス体制図



III 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会の活性化と迅速な意思決定、執行責任の明確化を目的として、委任型執行役員制度を導入しております。月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、業務の執行状況をタイムリーに把握するため執行役員会を毎月開催しております。当社企業集団全体のガバナンス機能を高めるため、当社取締役及び執行役員が拠点COOを含む取締役を兼務する体制としております。

なお、経営の意思決定及び執行役員の業務執行を管理監督する取締役会に対して、外部からの経営チェック機能の観点から社外取締役を含む監査等委員による監査が実施されることから、監査等委員会設置会社を選択しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督します。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査しております。
- 2) 当社及び当社子会社の経営理念及び経営計画書を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社長直下のグループ横断の会議等を通じて周知を図り、企業倫理規範の実践に取り組んでおります。
- 3) CSR経営の強化に資することを目的として、グループCSR基本指針のもと、グループコンプライアンス規定等を作成し、常に法令遵守を意識した職務執行に努めます。また、グループ内部通報制度規定を作成し、当社及び当社子会社の傍楽仲間達からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ります。
- 4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行います。
- 5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査しております。
- 6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理（電磁的記録を含む）につき、グループ秘密情報管理規定及び文書管理規定に従い、適切に処理します。
- 2) グループ秘密情報管理規定及びグループ電子情報セキュリティに基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、情報を適切に管理及び保管することで、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施します。
- 3) 取締役、監査等委員会及び内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、グループリスクマネジメント規定を制定し、年4回チーフオフィサーリスクマネジメント委員会を開催し、リスクに関する把握・分析・対応方法について文書化し、定期的な見直しを行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会を毎月開催します。また、中長期経営計画及び年度方針について進捗管理するために、子会社から月次報告書で状況を報告します。
- 2) 委任型執行役員制度を導入し、取締役会を経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させます。
- 3) 経営と業務執行を分離するとともに、グループ責任権限規定に基づき、職位に応じた権限と責任の明確化を図ります。
- 4) 当社子会社においても、グループ責任権限規定に基づき、職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 経営理念及び経営計画書に沿って子会社関連の規準類の見直しを行います。
- 2) 当社事業に関して、年度計画を定め、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催します。また、全拠点に対して業務監査を実施します。
- 3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化します。グループ経営要綱に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行います。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき傍楽仲間達を置くことを求めた場合には、社内規定に基づき、監査等委員会付担当者を置くこととし、当該担当者の人事及び評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取締役会からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

7. 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができます。
- 2) 当社及び当社子会社の取締役及び傍楽仲間達は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行います。
- 3) 取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類をいつでも閲覧できるものとします。
- 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び傍楽仲間達に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しています。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常的かつ機動的な連携を図ることで、内部監査部門等と緊密な連携が保持される体制を整備しています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員4名（吉田夢佳志氏、岡本岳氏、笠間士郎氏、奥下英己氏）は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

⑥ 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨、定款に定めております。

⑦ 取締役選任決議の要件

取締役を選任する株主総会の決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

I 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

II 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを可能にするためであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 CEO兼 グループCEO	小野 有理	1974年11月3日生	2005年5月 ユーリズムコンサルティング代表 2015年4月 NST株式会社代表取締役社長 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長 2016年10月 同社代表取締役社長CEO (現任) 2017年6月 同社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO 2018年10月 当社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO (現任) 2019年1月 田淵電機株式会社 (現ダイヤゼブラ電機株式 会社) 代表取締役社長CEO (現任) 2021年10月 ゼブラ電子株式会社代表取締役社長CEO (現 任) 2023年5月 ユーリズムコンサルティング&アセット株式 会社代表取締役 (現任) 2025年1月 多面体人財再点火反転攻勢株式会社代表取締 役社長CEO (現任) 2025年4月 ダイヤクラフト株式会社代表取締役社長CEO (現任)	(注) 2	77,100 (管理会 社を通じ て保有す る株式を 含む)
取締役	吉田 夢佳志	1943年11月13日生	1966年4月 大東プレス工業株式会社入社 1966年12月 同社専務取締役 1974年7月 同社代表取締役社長 2014年5月 同社代表取締役会長 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役 2017年6月 同社取締役 (監査等委員) 2018年10月 当社取締役 (監査等委員) 2019年5月 大東プレス工業株式会社取締役相談役 2020年6月 当社取締役 (現任) 2021年5月 大東プレス工業株式会社相談役 (現任)	(注) 2	800
取締役	岡本 岳	1968年4月2日生	1996年4月 弁護士登録 1996年4月 大阪市内の法律事務所勤務 2004年3月 岡本岳法律事務所所長 2010年4月 岡本・豊永法律事務所 共同パートナー (現任) 2016年6月 ダイヤモンド電機株式会社取締役 2017年6月 同社取締役 (監査等委員) 2018年10月 当社取締役 (監査等委員) 2020年6月 当社取締役 (現任)	(注) 2	800
取締役	小谷 カオル	1972年5月13日生	1991年4月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2016年4月 同社経理部鳥取経理課課長 (現任) 2020年8月 当社監査室室長補佐 (現任) 2025年4月 ハンガリーダイヤモンド電機株式会社Auditor (現任) 2025年6月 当社取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役 (監査等委員)	笠間 士郎	1955年3月15日生	1977年4月 株式会社兵庫相互銀行 (現株式会社みなと銀行) 入行 1999年4月 第一稀元素化学工業株式会社入社 2003年3月 同社財務部長 2003年5月 同社取締役就任 財務部長 2004年3月 同社取締役 総務部長兼財務部担当 2011年6月 同社常勤監査役 2019年3月 田淵電機株式会社 取締役 (監査等委員) 2020年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	1,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	奥下 英己	1962年10月 8 日生	1985年 4 月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2008年 4 月 同行洲本法人営業部長兼洲本支店長 2011年 4 月 同行天王寺ブロック部長 2013年 4 月 同行千住常磐ブロック部長 2014年 4 月 同行リテール業務推進部（大阪）部付部長 2014年10月 神戸土地建物株式会社執行役員 2015年 6 月 京阪神興業株式会社取締役（非常勤） 神戸ビル管理株式会社取締役（非常勤） 2016年 6 月 神戸土地建物株式会社常務執行役員 2017年 6 月 同社常務取締役 2020年 6 月 同社監査役 京阪神興業株式会社監査役（非常勤） 神戸ビル管理株式会社監査役（非常勤） 2025年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	入江 正孝	1955年10月26日生	1979年 4 月 和光証券株式会社 （現みずほ証券株式会社）入社 1999年 8 月 株式会社和光経済研究所 （現株式会社日本投資環境研究所）出向 2012年 4 月 ダイヤモンド電機株式会社入社 2016年 9 月 同社社長室長 2017年 6 月 同社取締役（監査等委員） 2018年10月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年 1 月 田淵電機株式会社（現ダイヤゼブラ電機株式 会社）監査役（現任） 2020年 6 月 新潟ダイヤモンド電子株式会社（現ダイヤモ ンド電子株式会社）監査役（現任） ダイヤモンド電機株式会社監査役 2022年 8 月 ダイヤクラフト株式会社監査役（現任） 2025年 1 月 多面体人財再点火反転攻勢株式会社監査役 （現任）	(注) 4	17,200
計					97,700

- (注) 1. 取締役吉田夢佳志氏、岡本岳氏、笠間士郎氏、奥下英己氏は、社外取締役であります。
2. 2025年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間
3. 2024年 7 月24日開催の定時株主総会（継続会）の終結の時から 2 年間
4. 2025年 6 月27日開催の定時株主総会の終結の時から 2 年間
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、委任型執行役員制度を導入しており、執行役員11名、技監は 5 名で構成されております。
- 藤木 一郎 専務執行役員COO(Chief Operating Officer)
- 空本 豊 専務執行役員CAO(Chief Administrative Officer)
- 森 信太郎 プリンシパルフELLOW（専務級）CTO(Chief Technology Officer)
- 徳原 英真 専務執行役員CFO(Chief Financial Officer)
- 西川 勇介 常務執行役員CMO(Chief Marketing Officer)、社長室長、投資先管理並びに連携担当、ALL Diamonds経済圏構築共同担当
- 芦谷 三郎 執行役員 CGO(Chief Generation Officer)
- 阿部 賢一郎 執行役員CQO(Chief Quality Officer)、品質保証本部長
- 遠藤 伸 執行役員、調達本部長、ダイヤモンド電機株式会社代表取締役拠点COO、ALL Diamonds経済圏構築共同担当
- 森下 浩二 執行役員、お客様接点創造担当室長、グループ営業本部長、自動車機器本部長
- 宮城 康夫 執行役員、エネルギーソリューション本部長、ES技術本部長
- 阪根 豊 執行役員、ものづくり本部長、ゼブラ電子株式会社代表取締役拠点COO
- 山口 桂一 上席技監、点火燃焼技術本部長
- 東谷 恵市 上席技監、電子技術本部長
- 植嶋 寛一 技監、グループ工場長
- 藤井 孝治 技監、点火燃焼技術本部長補佐
- 吉川 雅一 技監、品質保証本部長補佐

② 社外役員の状況及び独立性に関する基準

当社の社外取締役は、取締役2名、監査等委員2名の合計4名であり、当社は社外取締役について、当社外での経験と見識及び専門家としての知見を総合的に勘案して候補者を選定し、取締役会承認を経て、株主総会に諮っております。

社外取締役吉田彦佳志氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い業界での見識を有しており、その専門的な知見と経営的な視点からの助言等を当社経営に活かしていただけることを目的として選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

社外取締役岡本岳氏は、これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくことで、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化等に尽力いただけることを目的として選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

社外取締役笠間士郎氏は、金融及び会計についての幅広い見識と企業経営者としての豊富な経験を有しており、その専門的見地から当社の経営ガバナンスの向上に向けた適切な助言・指導をいただくことを目的として選任しており、当社との間で重要な利害関係はありません。

社外取締役奥下英己氏は、銀行における金融業務の豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を当社の監査・監督等経営に活かしていただくことを目的として選任しております。同氏は2014年10月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。しかしながら、当社は複数の金融機関と取引を行っており、株式会社三井住友銀行への借入依存度及び当社株式の保有比率は他社に比べ突出していないため、当社の意思決定に対し、株式会社三井住友銀行の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないと判断しております。

なお、社外取締役は、平素よりコンプライアンス重視の観点から積極的に発言を行っております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また、当社が策定した社外取締役の独立性に関する基準は次の通りです。

当社の社外取締役については、高い経営の透明性と経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準に加え、以下の事項の一つにでも該当した場合には、独立性がないと判断しております。

- a. 当該社外取締役が、現在及び過去10年以内において、当社あるいは当社子会社の業務執行者として在籍していた場合
- b. 当該社外取締役の二親等以内の親族が、現在及び過去10年以内において、当社あるいは当社子会社の業務執行者として在籍していた場合
- c. 当該社外取締役が、過去3事業年度において、当社グループ連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者として在籍していた場合
- d. 当該社外取締役が、出資比率10%以上の主要株主又は出資先の業務執行者として在籍していた場合
- e. 当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして当社からの役員報酬以外に年間500万円を超える報酬を得ていた場合

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役4名のうち2名は監査等委員であり、各監査等委員は、取締役会・重要な会議等に出席し、また、重要な決裁書類等を閲覧するとともに取締役の業務執行状況を監査しております。

監査等委員会と内部監査部門は、内部監査の状況や関連する監査等委員会による監査の情報等について定期的に情報交換を実施しており、必要に応じて監査等委員会は内部監査部門に調査を求め、具体的な指示を出すなど日常的かつ機動的な連携が図られております。

また、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人との相互連携に関しては、内部統制や監査上の問題の有無並びに今後の課題等について情報交換を実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、体制は次のとおりであります。

入江正孝氏（委員長）、笠間士郎氏（社外取締役）、奥下英己氏（社外取締役）。

なお、笠間士郎氏は、経営管理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。奥下英己氏は、銀行において長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員である取締役は監査等委員会規則に基づき監査等委員会で定めた監査方針、業務の分担等に従い監査を行っております。内部統制システムの構築・運用状況については、監査等委員会直轄の内部監査部門である監査室の監査結果及び改善状況についての報告を確認し、必要に応じて調査の指示を行っております。また、取締役会・重要な会議等に参加し、経営の適法性・透明性について意思決定の適法性確保の観点から発言を行い、重要な決裁書類等を閲覧するとともに取締役の業務執行状況を監査しております。なお、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

当連結会計年度における監査等委員会並びに取締役会は月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

区分	氏名	監査等委員会		取締役会	
		出席回数	出席率※1	出席回数	出席率※1
監査等委員	入江 正孝	15回／15回	100.0%	17回／17回	100.0%
監査等委員（社外取締役）	古川 雅和※2	15回／15回	100.0%	17回／17回	100.0%
監査等委員（社外取締役）	宮本 和俊※3	7回／11回	63.6%	6回／12回	50.0%
監査等委員（社外取締役）	笠間 士郎	15回／15回	100.0%	17回／17回	100.0%

※1：出席率は、小数第2位切捨て記載しております。

※2：監査等委員（社外取締役）古川雅和氏は2025年6月27日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって任期満了に伴い退任しております。

※3：2024年12月4日に逝去された監査等委員（社外取締役）宮本和俊氏が退任されるまでに開催された監査等委員会は11回であり、このうちに7回出席しております。

監査等委員会の具体的な検討項目は、執行役員会、その他社長直下で開催される重要会議に各委員が分担して出席し、業務執行の適法性、妥当性を監視しております。

なお、監査等委員会が内部監査部門に指示した重点監査項目は、部内教育の取り組み状況及び各部門における定常業務と非定常業務の切り分けの定義と非定常業務の発生状況の確認でした。

② 内部監査の状況

当社グループの内部監査の体制は、監査等委員会の直轄組織として監査室を設置しており、「グループ内部監査基本規定」に則し、当社及びグループ会社に対して年間監査計画（各部門の監査サイクルは2年に1回）に従い業務の適正性・効率性及び内部統制の状況について内部監査を実施しております。当事業年度においては、部内教育の取り組み状況及び各部門における定常業務と非定常業務の切り分けの定義と非定常業務の発生状況を重点監査項目とし、45部門を対象に監査を実施し、指摘件数は31件ありました。一部次年度への継続改善はありましたが、2025年4月にはほとんどの改善が完了しております。また、財務報告に係る内部統制の監査についても「グループ内部統制基本規定」等に基づき、当社及び当社グループ会社に対して内部統制システム及び業務プロセスの整備・運用状況の評価を実施しております。

これらの監査結果については、代表取締役様に報告するとともに、監査等委員会に対してもデュアル・レポーティングラインで月次報告を行っており、監査等委員会から、内容に応じて取締役会に報告及び提言されています。また、年に1回取締役会にも監査室から報告を行っておりますが、そのみならず、当社グループの内部統制機能を所轄する部門（Admin本部：総務、法務、経理、IT）とも都度情報共有し、直接提起及び改善提案を行うことで内部統制システムの更なる向上に努めております。

また、会計監査人と監査等委員会及び監査室の間では、四半期毎に定期会合を持ち、内部監査や内部統制における現状の問題及び今後の課題等についても情報交換を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員	業務執行社員	許	仁九
指定社員	業務執行社員	西田	直樹
指定社員	業務執行社員	大川	泰広

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士試験合格者等7名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社が定める会計監査人の評価基準及び選定基準に照らし、検討した結果、会計監査人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に勘案し、仰星監査法人を選定いたしました。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、検討し総合的に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	74	—	65	—
連結子会社	—	—	22	—
計	74	—	87	—

（注）当連結会計年度における監査証明業務に基づく報酬については、上記以外に前連結会計年度に係る追加の報酬の額が7百万円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、事業規模及び業務の特性を勘案した監査計画に基づき算定した報酬金額について、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬等の額について、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額を年額500百万円以内、監査等委員である取締役の金銭報酬の額を年額70百万円以内とすることをご承認いただいております。2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、上記の金銭報酬の枠内で譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給すること及び上記の金銭報酬とは別枠として業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いただいております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬の基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値・株主価値向上との連動や優秀な人材の確保にも配慮した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

2) 取締役の報酬体系

ア. 取締役報酬は、固定報酬（「金銭報酬」）及びインセンティブ報酬（「株式報酬」：譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成する。

イ. 「固定報酬」の内、「金銭報酬」は毎月支給され、インセンティブ報酬の内、「譲渡制限付株式報酬」は、定時株主総会終結後一定の時期に付与され、役位、職責等に応じて、他社水準、従業員給与水準を考慮しながら、その報酬額や付与する株式の数を総合的に勘案して決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内（うち社外取締役4百万円以内）とし、これを原資として譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役1,600株以内）とする。

一方、「業績連動型株式報酬」は、役位、職責、当社の経営戦略・事業環境等を踏まえ、また、同業種、同規模企業の動向等を参考として当社が定める株式給付規定に従い、毎事業年度の業績等に応じて各取締役に付与するポイント数（付与ポイント算定指標：①営業利益額、②ROE（自己資本利益率）、③TSR（株主総利回り）、④ROC（営業利益額÷CO₂排出量））に相当する株式等を、毎年一定の時期に信託を通じて付与する。

ウ. 当社の報酬構成の割合については、次の通りとする。

「金銭報酬」：「譲渡制限付株式報酬」：「業績連動型株式報酬」
＝1：0.8～1：0～2

3) 取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセス

ア. 取締役会は、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）について、監査等委員会に報酬体系及び役位別報酬基準の見直し、個人別の報酬の妥当性の検討等を委嘱する。

イ. 代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）を取締役に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案の妥当性を諮問し、答申を得た後に、代表取締役に個人別の固定報酬額決定を委任する。代表取締役は、当該答申内容を踏まえ、役位、職責、在任年数等を総合的に考慮して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個人別の固定報酬額を決定する。

ウ. 代表取締役は、上記（2）により決定された個人別の固定報酬額を踏まえて、取締役（監査等委員、社外取締役を含む。）に対する「譲渡制限付株式」の個人別の割当数（案）を取締役に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案を諮問し、答申を得るものとする。取締役会は、当該答申内容を踏まえ、個人別の割当数を決定する。

エ. 取締役会は、取締役（監査等委員、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の評価指標や付与ポイント等を定める株式給付規定（案）については、その妥当性を監査等委員会に諮問し、答申を得た上で、制定、改定を行う。

オ. 重大な不正・違反行為等が発覚あるいは発生した場合、会社は監査等委員会への諮問を経て、当該取締役に對し、報酬受益権の没収、又は支給済みの報酬の一部の返納や付与済み株式の一部を無償取得するため、報酬の返還を請求する場合がある。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

ア. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役社長 小野 有理

イ. 委任された権限の内容・理由等

当社は、代表取締役に対して、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）の策定及び監査等委員会からの答申を踏まえた個人別の固定報酬額決定を委任しています。

決定権限の委任においては、当社の経営環境や業績、社員給与水準等を総合的に俯瞰した上で、取締役の管掌業務の職責、経歴等から判断する必要があることから、代表取締役が適任であると判断しております。

(取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うと判断した理由)

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たり、監査等委員会が原案について本方針との整合性を含め多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重しこれに沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			左記のうち、 非金銭報酬等	対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	インセンティブ報酬	退職慰労金		
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く。）	43	43	—	—	—	2
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	18	18	—	—	—	1
社外役員	26	26	—	—	—	5

- (注) 1. 当事業年度中に退任した取締役2名（取締役（監査等委員を除く）1名、取締役（監査等委員、社外取締役）1名）に対して支払った報酬等についても記載しております。
2. 業績連動型報酬に係る業績指標は、役位、職責、当社の経営戦略・事業環境等を踏まえ、また、同業種、同規模企業の動向等を参考として当社が定める株式給付規定に従い、毎事業年度の業績等に応じて各取締役に付与するポイント数（付与ポイント算定指標：①営業利益額、②ROE（自己資本利益率）、③TSR（株主総利回り）、④ROC（営業利益額÷CO2排出量））に相当する株式等を、毎年一定の時期に信託を通じて付与しております。
- なお、当該業績指標を踏まえ、当事業年度は業績連動報酬を支給しておりません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である株式とし、株式の価値の変動または配当によって利益を受けることを目的としつつ、当該企業等との提携の強化などを通じた中長期的な当社グループの企業価値の向上を目的とする株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② ダイヤゼブラ電機株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるダイヤゼブラ電機株式会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

I 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が持続的に発展していくためには、多様な企業と幅広い協力関係が必要となりますが、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、経営戦略上必要と考えられる株式については、政策的に保有していく方針です。主要な政策保有株式につきましては、毎年、取締役会において、経済合理性や当社の企業価値向上への貢献などを総合的かつ中長期的に勘案しながら、保有状況の確認を行ってまいります。

II 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	11	184

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会を通じた株式の取得

(注) 銘柄数に株式分割により増加した銘柄は含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	284

Ⅲ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
伊藤忠商事株式会社	5,775	5,775	（保有目的、業務提携等の概要） 同社及びその関係会社は当社グループの取引先であり、取引関係の維持、強化のため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	39	37		
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	15,900	15,900	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社の主要取引金融機関であり、良好な取引関係の維持、強化並びに長期的な信頼関係を構築する一助とするため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	31	24		
三菱自動車工業株式会社	70,762	70,190	（保有目的、業務提携等の概要） 同社及びその関係会社は当社グループの取引先であり、取引関係の維持、強化のため、同社株式を保有しております。主に自動車用点火コイルの販売取引を行っております。 （定量的な保有効果）（注）１．２ （株式数が増加した理由） 取引先持株会を通じた株式の取得	無
	28	35		
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	6,600	2,200	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社の主要取引金融機関であり、良好な取引関係の維持、強化並びに長期的な信頼関係を構築する一助とするため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２ （株式数が増加した理由） 株式分割による増加	無
	25	19		
株式会社りそなホールディングス	11,250	11,250	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社の主要取引金融機関であり、良好な取引関係の維持、強化並びに長期的な信頼関係を構築する一助とするため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	14	10		
株式会社池田泉州ホールディングス	34,040	34,040	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社の取引金融機関であり、良好な取引関係の維持、強化並びに長期的な信頼関係を構築する一助とするため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	14	13		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
トヨタ自動車株式会社	4,940	4,940	（保有目的、業務提携等の概要） 同社及びその関係会社は当社グループの取引先であり、取引関係の維持、強化のため、同社株式を保有しております。主に自動車用点火コイルの販売取引を行っております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	12	18		
株式会社SUBARU	2,793	2,793	（保有目的、業務提携等の概要） 同社及びその関係会社は当社グループの取引先であり、取引関係の維持、強化のため、同社株式を保有しております。主に自動車用点火コイルの販売取引を行っております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	7	9		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	1,660	1,660	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社の主要取引金融機関であり、良好な取引関係の維持、強化並びに長期的な信頼関係を構築する一助とするため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	無
	6	5		
株式会社鳥取銀行	2,000	2,000	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社の主要取引金融機関であり、良好な取引関係の維持、強化並びに長期的な信頼関係を構築する一助とするため、同社株式を保有しております。 （定量的な保有効果）（注）１．２	有
	2	2		
株式会社ノーリツ	114	162,516	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社グループの取引先であり、取引関係の維持、強化のため、同社株式を保有しております。主に電子制御機器の販売取引を行っております。 （定量的な保有効果）（注）１．２ （株式数が減少した理由） 政策保有株式の見直しによる株式の売却	有
	0	283		

（注）１．当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載しております。

２．当社は、毎年、取締役会において、主要な政策保有株式につきまして保有状況の確認を行っており、2025年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	3	78	3	78
非上場株式以外の株式	1	3	1	3

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	4	—	—
非上場株式以外の株式	0	—	2

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

I 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が持続的に発展していくためには、多様な企業と幅広い協力関係が必要となりますが、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、経営戦略上必要と考えられる株式については、政策的に保有していく方針です。主要な政策保有株式につきましては、毎年、取締役会において、経済合理性や当社の企業価値向上への貢献などを総合的かつ中長期的に勘案しながら、保有状況の確認を行ってまいります。

II 銘柄数及び貸借対照表上計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	100
非上場株式以外の株式	1	256

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会を通じた株式の取得

(注) 銘柄数に株式分割により増加した銘柄は含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

Ⅲ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社コロナ	278,486	278,484	（保有目的、業務提携等の概要） 同社は当社グループの取引先であり、取引 関係の維持、強化のため、同社株式を保有 しております。主に電子制御機器の販売取 引を行っております。 （定量的な保有効果）（注）1．2 （株式数が増加した理由） 取引先持株会を通じた株式の取得	有
	256	268		

（注）1．当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載しております。

- 2．当社は、毎年、取締役会において、主要な政策保有株式につきまして保有状況の確認を行っており、2025年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、同機構や他の外部団体が主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 2 8,097	※ 2 7,492
受取手形	483	634
売掛金	※ 2 14,275	※ 2 12,522
電子記録債権	※ 1 809	1,068
有価証券	60	-
商品及び製品	5,275	5,617
仕掛品	1,453	1,363
原材料及び貯蔵品	※ 2 17,356	※ 2 17,738
その他	4,933	4,502
貸倒引当金	△3	△12
流動資産合計	52,742	50,928
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 2, ※ 3, ※ 4 6,275	※ 2, ※ 3, ※ 4 5,806
機械装置及び運搬具（純額）	※ 2, ※ 3, ※ 4 5,383	※ 2, ※ 3, ※ 4 6,507
土地	※ 2 3,646	※ 2 3,874
建設仮勘定	3,766	※ 2 1,398
その他（純額）	※ 3 1,469	※ 3 1,416
有形固定資産合計	20,541	19,002
無形固定資産		
のれん	27	20
その他	627	543
無形固定資産合計	654	563
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 5 2,935	※ 5 2,802
長期貸付金	15	10
長期前払費用	3,766	4,546
繰延税金資産	667	428
退職給付に係る資産	177	389
その他	753	831
貸倒引当金	△220	△224
投資その他の資産合計	8,094	8,784
固定資産合計	29,290	28,350
資産合計	82,032	79,278

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 1 10,002	10,059
電子記録債務	※ 1 5,818	4,532
契約負債	4,832	5,525
短期借入金	※ 2, ※ 6 20,222	※ 2, ※ 6 21,976
1 年内償還予定の社債	※ 6 270	※ 6 270
1 年内返済予定の長期借入金	※ 2, ※ 6 5,787	※ 2, ※ 6 2,937
リース債務	659	597
未払金	2,241	2,124
未払法人税等	525	438
賞与引当金	524	713
製品保証引当金	429	329
製品補償引当金	2,250	2,277
その他	1,619	1,684
流動負債合計	55,183	53,467
固定負債		
社債	※ 6 830	※ 6 560
長期借入金	※ 2, ※ 6 12,576	※ 2, ※ 6 10,919
リース債務	1,540	1,214
長期末払金	82	14
退職給付に係る負債	473	602
資産除去債務	227	233
繰延税金負債	698	593
長期前受収益	124	102
その他	15	17
固定負債合計	16,568	14,257
負債合計	71,752	67,725
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,236	1,247
資本剰余金	8,142	8,154
利益剰余金	△198	99
自己株式	△1,670	△1,671
株主資本合計	7,509	7,829
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	44	64
為替換算調整勘定	2,513	3,299
退職給付に係る調整累計額	74	196
その他の包括利益累計額合計	2,631	3,560
新株予約権	-	2
非支配株主持分	138	160
純資産合計	10,280	11,553
負債純資産合計	82,032	79,278

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 93,334	※1 91,724
売上原価	※3 80,797	77,893
売上総利益	12,536	13,831
販売費及び一般管理費	※2, ※3 12,306	※2, ※3 11,560
営業利益	230	2,270
営業外収益		
受取利息	31	50
受取配当金	25	18
為替差益	1,467	-
補助金収入	36	23
持分法による投資利益	95	165
その他	185	212
営業外収益合計	1,841	470
営業外費用		
支払利息	556	818
為替差損	-	163
支払手数料	98	79
その他	103	211
営業外費用合計	758	1,273
経常利益	1,313	1,467
特別利益		
固定資産売却益	※4 14	※4 275
受取保険金	-	※8 235
その他	118	30
特別利益合計	133	541
特別損失		
固定資産売却損	※5 76	※5 9
固定資産除却損	※6 2	※6 8
投資有価証券売却損	-	30
投資有価証券評価損	220	46
減損損失	※7 60	※7 250
製品補償引当金繰入額	1,710	-
関係会社債権放棄損	35	-
火災損失	-	※8 218
その他	45	47
特別損失合計	2,151	611
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△704	1,397
法人税、住民税及び事業税	991	881
法人税等調整額	176	81
法人税等合計	1,167	963
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,871	434
非支配株主に帰属する当期純利益	25	22
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,897	411

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,871	434
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	52	20
為替換算調整勘定	1,074	745
退職給付に係る調整額	138	121
持分法適用会社に対する持分相当額	92	41
その他の包括利益合計	※ 1,358	※ 928
包括利益	△513	1,363
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△539	1,340
非支配株主に係る包括利益	25	22

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,236	10,330	△375	△1,685	9,505
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					-
資本剰余金から利益剰余金への振替		△2,074	2,074		-
剰余金の配当		△113		14	△98
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,897		△1,897
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△2,187	176	14	△1,996
当期末残高	1,236	8,142	△198	△1,670	7,509

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△7	1,346	△64	1,273	9	114	10,903
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							-
資本剰余金から利益剰余金への振替							-
剰余金の配当							△98
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△1,897
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	51	1,167	138	1,358	△9	24	1,372
当期変動額合計	51	1,167	138	1,358	△9	24	△623
当期末残高	44	2,513	74	2,631	-	138	10,280

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,236	8,142	△198	△1,670	7,509
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11			22
資本剰余金から利益剰余金への振替					-
剰余金の配当			△113		△113
親会社株主に帰属する当期純利益			411		411
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	11	11	297	△0	320
当期末残高	1,247	8,154	99	△1,671	7,829

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	44	2,513	74	2,631	-	138	10,280
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）					△0		22
資本剰余金から利益剰余金への振替							-
剰余金の配当							△113
親会社株主に帰属する当期純利益							411
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20	786	121	928	2	21	952
当期変動額合計	20	786	121	928	2	21	1,272
当期末残高	64	3,299	196	3,560	2	160	11,553

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△704	1,397
減価償却費	2,846	3,160
投資有価証券評価損益 (△は益)	220	46
減損損失	60	250
火災損失	-	218
受取保険金	-	△235
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	15
賞与引当金の増減額 (△は減少)	315	184
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△12	△99
製品補償引当金の増減額 (△は減少)	1,709	26
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△140	△20
受取利息及び受取配当金	△56	△68
支払利息	556	818
為替差損益 (△は益)	△346	△7
持分法による投資損益 (△は益)	△95	△165
売上債権の増減額 (△は増加)	724	1,214
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△472	△341
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,607	△1,405
未払金の増減額 (△は減少)	47	△249
契約負債の増減額 (△は減少)	622	692
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△602	△780
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△15	△27
その他	74	435
小計	3,120	5,060
利息及び配当金の受取額	56	68
利息の支払額	△514	△837
火災損失の支払額	-	△49
法人税等の支払額	△811	△967
法人税等の還付額	271	313
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,122	3,588
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,799	△1,348
有形固定資産の売却による収入	18	539
無形固定資産の取得による支出	△249	△36
無形固定資産の売却による収入	6	-
投資有価証券の取得による支出	△1	△3
投資有価証券の売却による収入	-	284
投資有価証券の償還による収入	89	44
貸付けによる支出	△4	△13
貸付金の回収による収入	4	13
その他	△73	△119
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,009	△638

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,077	1,633
長期借入れによる収入	2,850	1,620
長期借入金の返済による支出	△4,048	△6,097
社債の発行による収入	100	-
社債の償還による支出	-	△270
セール・アンド・リースバックによる収入	626	151
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△335	△607
配当金の支払額	△113	△113
自己株式の処分による収入	0	-
自己株式の取得による支出	△0	△0
新株予約権の発行による収入	-	2
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	23
その他	△30	△118
財務活動によるキャッシュ・フロー	125	△3,775
現金及び現金同等物に係る換算差額	158	110
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,602	△715
現金及び現金同等物の期首残高	9,589	7,987
現金及び現金同等物の期末残高	※1 7,987	※1 7,271

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

ダイヤゼブラ電機株式会社

ダイヤモンド電機株式会社

ダイヤモンド電子株式会社

ゼブラ電子株式会社

ダイヤクラフト株式会社

米国ダイヤモンド電機

ハンガリーダイヤモンド電機

中国ダイヤモンド電機 (蘇州)

中国ダイヤモンド電機国際貿易 (蘇州)

中国ダイヤゼブラ電機 (上海)

インドダイヤモンド電機

インドクラフト

タイダイヤモンド電機

タイダイヤゼブラ電機

タイクラフト

韓国ダイヤモンド電機

インドネシアダイヤモンド電機 (販売)

インドネシアダイヤモンド電機 (製造)

ベトナムダイヤゼブラ電機

メキシコダイヤゼブラ電機

他 1 社

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

ルクセンブルクダイヤモンド電機

ベトナムダイヤモンド電機

他 2 社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 3社

韓国トランス株式会社

煙台東山電機有限公司

江西碧彩ゼブラ電機有限公司

持分法適用会社の江西碧彩ゼブラ電機有限公司は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。また、持分法適用会社の韓国トランス株式会社及び煙台東山電機有限公司の決算日は12月31日であり、決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

ルクセンブルクダイヤモンド電機

ベトナムダイヤモンド電機

他3社

(持分法を適用しない理由)

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
ハンガリーダイヤモンド電機	12月31日 ※1
中国ダイヤモンド電機（蘇州）	12月31日 ※1
中国ダイヤモンド電機国際貿易（蘇州）	12月31日 ※1
中国ダイヤゼブラ電機（上海）	12月31日 ※2
タイクラフト	1月31日 ※1
メキシコダイヤゼブラ電機	12月31日 ※1

※1：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

I. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

II. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、また在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

建物及び構築物	5年～50年
---------	--------

機械装置及び運搬具	2年～13年
-----------	--------

工具、器具及び備品	2年～15年
-----------	--------

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

④ 製品補償引当金

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と認められる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８～１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車機器事業、エネルギーソリューション事業、電子機器事業を事業三本槍として自動車機器、電子制御機器の製造販売を行っており、国内外の自動車、電気機器メーカーを主要顧客としております。

これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されていると判断していることから、通常は引渡時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね60日以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

エネルギーソリューション事業の販売には、顧客に対する有償保証期間内の保証サービスの提供が含まれており、製品の引渡と保証サービスの提供をそれぞれ独立した履行義務としております。保証サービスは履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じた均等按分により収益を認識し、保証期間の未経過分については、契約負債として計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）
- ・ヘッジ対象 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務

③ ヘッジ方針

「為替リスク管理規定」に基づき、為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ期間を通じて相場変動の影響を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を含む。）、委任型執行役員及び技監並びに主要なグループ会社（ダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社をいう。）の取締役を支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	20,541百万円	19,002百万円
無形固定資産	654百万円	563百万円
減損損失	60百万円	250百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については管理会計において、資産と対応して継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎としております。

当社グループは、減損の兆候が識別され、減損の認識が必要と判断される資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額を比較し、いずれか高い方の金額を採用しています。

減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、中期事業計画等を基礎として算定しています。

当該中期事業計画には、顧客からの受注見込み等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該主要な仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、事業環境等の変化により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

2. 製品補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
製品補償引当金	2,250百万円	2,277百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。特に、自動車の市場回収措置（リコール）に関する引当金は、過去に当社連結子会社が製造した部品を組み込んだ自動車の不具合に対して客先が修理対応を行った場合に、当社グループが負担することが合理的に見込まれる金額に基づき計上しております。

この見積りにおいては、対象となる車両台数、1台あたりの修理単価及び修理費用についての当社グループの負担率に基づいて将来予想される発生見込額を算定しております。

これらの見積りには不確実性が含まれており、見積りの前提条件の変化によって実際の負担額が異なる場合には、製品補償引当金の計上金額を見直す可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期前払費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた4,519百万円は、「長期前払費用」3,766百万円、「その他」753百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「受取補償金」は、特別利益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「受取補償金」98百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下の「法人税等の支払額」に含めておりました「法人税等の還付額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるために、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下の「法人税等の支払額」に表示していた△539百万円は、「法人税の還付額」271百万円、「法人税等の支払額」△811百万円として組み替えております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

(1) 取引の概要

当社は、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会の決議により、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、委任型執行役員及び技監に対して、業績連動型株式報酬制度として「役員向け株式給付信託」を導入いたしました。

また、本総会において本役員向けの承認可決を条件に、当社及び主要な当社グループ会社の社員（部長格以上）を対象に導入を予定しておりました業績連動型インセンティブ制度として「社員向け株式給付信託」を導入いたしました。

上記の業績連動型株式報酬制度及び業績連動型インセンティブ制度は、企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末1,631百万円、720,000株、当連結会計年度末1,631百万円、720,000株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
電子記録債権	87百万円	一百万円
支払手形	15	—
電子記録債務	475	—

※2 担保資産及び担保に対応する債務

担保に提供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	743百万円	700百万円
機械装置及び運搬具	504	418
土地	2,296	2,602
建設仮勘定	—	12
現金及び預金(定期預金)	200	160
売掛金	1,156	1,496
原材料及び貯蔵品	99	123
計	5,000	5,513

上記資産のうち工場財団抵当に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	248百万円	223百万円
機械装置及び運搬具	405	300
土地	427	427
計	1,082	951

担保資産に対応する債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	2,187百万円	1,987百万円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	963	1,045
計	3,151	3,032

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	45,710百万円	47,658百万円

※4 補助金収入による圧縮記帳

国庫補助金等による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	21百万円	21百万円
機械装置及び運搬具	78	78

※5 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券（株式）	2,007百万円	2,152百万円

※6 財務制限条項

- ① 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社は株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2018年3月期中間連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の間接連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の間接連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- IV. 2018年3月期末日から2020年3月期末日までにおける連結損益計算書に記載される売上高の金額を、債務者が提出した2017年3月20日付「事業計画書」に示される売上高の、それぞれ90%（2018年3月期）、80%（2019年3月期）、70%（2020年3月期）を維持すること。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	250百万円	178百万円

- ② 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行とタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、新規に実行する借入の利率が変更又は借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	399百万円	299百万円

- ③ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	3,000百万円	一百万円

- ④ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期中間連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- III. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。（但し、2023年3月期末日を除く。）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	7,649百万円	6,203百万円

- ⑤ 当社の連結子会社である米国ダイヤモンド電機は株式会社三井住友銀行とクレジットライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 借入人は債務超過とならないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
クレジットラインの総額	1,815百万円	1,794百万円
借入実行残高	1,815	1,794
差引額	—	—

- ⑥ 当社は、株式会社三菱UFJ銀行を引受人とし、第1回無担保社債を発行しておりますが、当該社債には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、引受人の要求に基づき、社債を一括償還することがあります。

- I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額を2期連続して下回らないこと。
- II. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
社債残高	1,000百万円	750百万円

- ⑦ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行6行とコミット型シンジケートローン契約（サスティナビリティ・リンク・ローン）を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2024年3月期中間連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	1,888百万円	1,664百万円

- ⑧ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行10行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2025年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2024年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
コミットメントラインの総額	10,000百万円	—百万円
借入実行残高	10,000	—
差引額	—	—

- ⑨ 当社の連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社は株式会社三菱UFJ銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	1,200百万円	1,200百万円

- ⑩ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、このいずれかに2期連続して抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
タームローン	—百万円	433百万円
コミットメントライン	—	2,500
借入実行残高	—	2,933

- ⑪ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2026年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2025年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2025年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
コミットメントラインの総額	一百万円	10,000百万円
借入実行残高	—	9,000
差引額	—	1,000

- ⑫ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社りそな銀行と分割実行確約ローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
分割実行確約ローンの総額	一百万円	435百万円
借入実行残高	—	193
差引額	—	242

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
輸出諸掛・販売手数料・輸送費	1,404百万円	1,096百万円
給与及び手当	3,193	2,837
貸倒引当金繰入額	28	2
賞与及び賞与引当金繰入額	418	379
退職給付費用	167	95
研究開発費	2,502	3,318
製品保証引当金繰入額	416	312

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
研究開発費	2,784百万円	3,318百万円

※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	142百万円
機械装置及び運搬具	11	22
土地	—	109
その他	2	1
計	14	275

※5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	一百万円
機械装置及び運搬具	40	0
土地	31	—
その他	2	9
計	76	9

※6 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	0	5
その他	1	2
計	2	8

※7 減損損失

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
点火機器開発用資産	ダイヤゼブラ電機株式会社	建物及び構築物	5百万円
		工具、器具及び備品	44
		ソフトウェア	11
合計			60

（資産のグルーピングの方法）

当社グループは、事業用資産については管理会計において、資産と対応して継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎としております。また、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法）

点火機器開発用資産については当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、点火機器開発用資産については零として評価しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
金型成型生産設備	ダイヤクラフト株式会社	建物及び構築物	220百万円
		機械装置及び運搬具	23
		工具、器具及び備品	0
		ソフトウェア	6
合計			250

（資産のグルーピングの方法）

当社グループは、事業用資産については管理会計において、資産と対応して継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎としております。また、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法）

金型成型生産設備については当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、金型成型生産設備については零として評価しております。

※8 受取保険金及び火災損失

ダイヤクラフト株式会社において発生した火災事故により損傷した生産設備等の固定資産の除却及び関連する費用を特別損失に計上しております。また、この損害に対する保険金を特別利益として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	82百万円	0百万円
組替調整額	—	30
法人税等及び税効果調整前	82	30
法人税等及び税効果額	△30	△9
その他有価証券評価差額金	52	20
為替換算調整勘定：		
当期発生額	966	745
組替調整額	107	—
為替換算調整勘定	1,074	745
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	201	193
組替調整額	△1	△18
法人税等及び税効果調整前	200	175
法人税等及び税効果額	△61	△53
退職給付に係る調整額	138	121
持分適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	92	41
その他の包括利益合計	1,358	928

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,128,001	—	—	9,128,001
合計	9,128,001	—	—	9,128,001
自己株式				
普通株式(注) 1、2、3	754,749	493	60	755,182
合計	754,749	493	60	755,182

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加493株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少60株は、単元未満株式の売渡しによるものあります。

3. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として(株)日本カストディ銀行が保有する株式720,000株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第三者割当による第4回新株 予約権(行使価額修正条項及 び行使許可条項付)(注)	普通株式	725,400	—	725,400	—	—
合計		—	725,400	—	725,400	—	—

(注) 第三者割当による第4回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の取得及び消却による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	113	12.5	2023年3月31日	2023年8月2日

(注) 2023年6月23日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	113	12.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(注) 2024年6月27日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金9百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式(注) 1	9,128,001	35,000	—	9,163,001
合計	9,128,001	35,000	—	9,163,001
自己株式				
普通株式(注) 2、3	755,182	248	—	755,430
合計	755,182	248	—	755,430

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加35,000株は、新株予約権の行使によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加248株は、単元未満株式の買取によるものです。
3. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として(株)日本カストディ銀行が保有する株式720,000株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第三者割当による第5回新株 予約権（行使価額修正条項及 び行使許可条項付）(注) 1	普通株式	—	1,000,000	34,000	966,000	1
提出会社 (親会社)	第三者割当による第6回新株 予約権（行使価額修正条項及 び行使許可条項付）(注) 2	普通株式	—	1,000,000	—	1,000,000	0
提出会社 (親会社)	2024年ストック・オプション としての新株予約権 (第7回新株予約権)	—	—	—	—	—	0
合計		—	—	2,000,000	34,000	1,966,000	2

- (注) 1. 第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行による増加と行使による減少であります。
2. 第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	113	12.5	2024年3月31日	2024年6月28日

- (注) 2024年6月27日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	その他 資本剰余金	228	25.0	2025年3月31日	2025年7月22日

- (注) 2025年6月27日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、業績連動型株式報酬制度等に係る信託財産として、信託銀行が基準日時点で保有していた当社株式720,000株に対する配当金18百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	8,097百万円	7,492百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△110	△221
現金及び現金同等物	7,987	7,271

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	287百万円	69百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、自動車機器事業及び電子機器事業における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	32	50
1年超	26	13
合計	59	63

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクを回避するために利用することは検討しますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規定等に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規定等に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替相場の状況を継続的に把握することで為替の変動リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確保及び緊急の資金需要に対応するために、取引金融機関とのコミットメントライン契約の締結等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち54.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	60	60	△0
②その他有価証券	744	744	—
資産計	805	805	△0
(1) 社債 （1年内償還予定の社債を含む）	1,100	1,081	△18
(2) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	18,364	18,122	△241
(3) リース債務 （1年内返済予定のリース債務を含む）	2,199	2,235	36
負債計	21,663	21,439	△223

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	184
非連結子会社株式及び関連会社株式	2,007

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	—	—	—
②その他有価証券	465	465	—
資産計	465	465	—
(1) 社債 （1年内償還予定の社債を含む）	830	809	△20
(2) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	13,857	13,646	△210
(3) リース債務 （1年内返済予定のリース債務を含む）	1,811	1,841	29
負債計	16,498	16,297	△201

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	184
非連結子会社株式及び関連会社株式	2,152

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,097	—	—	—
受取手形	483	—	—	—
売掛金	14,275	—	—	—
電子記録債権	809	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	60	—	—	—
合計	23,727	—	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,492	—	—	—
受取手形	634	—	—	—
売掛金	12,522	—	—	—
電子記録債権	1,068	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
合計	21,718	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	270	270	270	270	20	—
短期借入金	20,222	—	—	—	—	—
長期借入金	5,787	2,796	2,405	1,467	2,559	3,347
リース債務	659	507	375	441	167	47
合計	26,939	3,574	3,051	2,179	2,747	3,394

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	270	270	270	20	—	—
短期借入金	21,976	—	—	—	—	—
長期借入金	2,937	2,646	1,716	2,822	956	2,777
リース債務	597	479	462	198	48	24
合計	25,780	3,396	2,449	3,041	1,005	2,801

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	744	—	—	744
資産計	744	—	—	744

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	465	—	—	465
資産計	465	—	—	465

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	—	60	—	60
資産計	—	60	—	60
社債	—	1,081	—	1,081
長期借入金	—	18,122	—	18,122
リース債務	—	2,235	—	2,235
負債計	—	21,439	—	21,439

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
社債	—	809	—	809
長期借入金	—	13,646	—	13,646
リース債務	—	1,841	—	1,841
負債計	—	16,297	—	16,297

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	60	60	△0
合計	60	60	△0

当連結会計年度 (2025年 3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	461	296	164
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	461	296	164
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	283	315	△31
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	283	315	△31
合計		744	611	132

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額184百万円)、非連結子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額2,007百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「(1) 株式」には含めておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	452	287	165
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	452	287	165
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	13	14	△1
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	13	14	△1
合計		465	301	164

（注） 非上場株式（連結貸借対照表計上額184百万円）、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額2,152百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「(1) 株式」には含めておりません。

3. 連結会計年度中に売却した其他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	284	—	30
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	284	—	30

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

有価証券について220百万円（非連結子会社株式160百万円、非上場株式59百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

有価証券について46百万円（非連結子会社株式46百万円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	450	250	(注)
合計			450	250	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	250	50	(注)
合計			250	50	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度、または確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,504百万円	1,450百万円
勤務費用	153	121
利息費用	9	13
数理計算上の差異の発生額	△104	△155
退職給付の支払額	△112	△51
退職給付債務の期末残高	1,450	1,378

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	1,644百万円	1,778百万円
期待運用収益	15	27
数理計算上の差異の発生額	112	△85
事業主からの拠出額	103	98
退職給付の支払額	△96	△51
年金資産の期末残高	1,778	1,767

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,450百万円	1,378百万円
年金資産	△1,778	△1,767
	△328	△389
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△328	△389
退職給付に係る負債	—	—
退職給付に係る資産	△328	△389
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△328	△389

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	153百万円	121百万円
利息費用	9	13
期待運用収益	△15	△17
数理計算上の差異の費用処理額	△3	△20
過去勤務費用の費用処理額	1	1
確定給付制度に係る退職給付費用	145	99

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	1百万円	1百万円
数理計算上の差異	198	173
合 計	200	175

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	15百万円	13百万円
未認識数理計算上の差異	△122	△295
合 計	△106	△281

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	37.8%	47.8%
株式	55.6	46.6
短期資金	5.6	4.5
その他	1.0	1.1
合 計	100.0	100.0

(注) その他には、主としてオルタナティブ投資（J-REIT、グローバルREIT等）が含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
割引率	0.87%	1.01%
長期期待運用収益率	1.00	1.00
予想昇給率	6.81	7.03

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	522百万円	544百万円
退職給付費用	55	87
退職給付の支払額	△54	△58
その他	21	28
退職給付に係る負債の期末残高	544	602

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
積立型制度の退職給付債務	一百万円	一百万円
年金資産	—	—
非積立型制度の退職給付債務	544	602
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	544	602
退職給付に係る負債	544	602
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	544	602

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度55百万円 当連結会計年度87百万円

4. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度81百万円 当連結会計年度82百万円であります。

5. 複数事業主制度

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
販売費及び一般管理費	—	2

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	—	0

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権
決議年月日	2024年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員、技監 22名 当社完全子会社の取締役及び従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 127,700株
付与日	2024年8月23日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間(注) 2	自 2024年8月23日 至 2034年8月22日
新株予約権の数(個)(注) 2	1,277
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数(注) 2	普通株式 127,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 2	当初行使価額 656(注) 6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注) 2	(注) 6
新株予約権の行使の条件(注) 2	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項(注) 2	第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注) 2	(注) 6 (注) 9

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の発行時(2024年8月23日)における内容を記載しております。

3. 新株予約権の名称

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

4. 新株予約権の数

本新株予約権の個数：1,277個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式127,700株とし、下記6.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

6. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金656円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年8月23日から2034年8月22日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 本新株予約権の割当日

2024年8月23日

8. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記6.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記6.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.（3）に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記6. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記6. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. (4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記6. (6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記8に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
11. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2024年8月23日
12. 申込期日
2024年8月6日
13. 本新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|------------------|-----|--------|
| 当社の取締役及び執行役員、技監 | 22名 | 1,002個 |
| 当社完全子会社の取締役及び従業員 | 28名 | 275個 |

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2024年7月29日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	127,700
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	127,700
権利行使	1,000
失効	500
未行使残	126,200

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2024年7月29日
権利行使価格（円）	656
行使時平均株価（円）	602
付与日における公正な評価単価（円）	100

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	74.12%
予想残存期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	12.50円/株
無リスク利子率	(注) 4	1.066%

- (注) 1. 10年間（2014年8月から2024年7月まで）の株価実績に基づき算定しました。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 2024年3月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	9,456百万円	8,830百万円
賞与引当金	125	171
棚卸資産	106	94
退職給付に係る負債	123	112
貸倒引当金	69	43
製品補償引当金	683	696
製品保証引当金	131	97
前受収益	1,323	1,533
その他	482	638
繰延税金資産小計	12,502	12,217
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△9,297	△8,830
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,430	△2,663
評価性引当額小計(注) 1	△11,728	△11,494
繰延税金資産合計	773	723
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△54	△88
有形固定資産	△120	△127
在外子会社留保利益	△561	△584
その他	△68	△87
繰延税金負債合計	△804	△888
繰延税金資産(負債)の純額	△31	△165

(注) 1. 評価性引当額が234百万円減少しております。この減少の主な要因は、連結子会社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	145	484	1,221	189	2,320	5,095	9,456
評価性引当額	△145	△411	△1,179	△145	△2,320	△5,095	△9,297
繰延税金資産	—	73	41	43	—	—	(b) 158

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金9,456百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産158百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（c）	174	1,227	186	2,223	1,069	3,949	8,830
評価性引当額	△174	△1,227	△186	△2,223	△1,069	△3,949	△8,830
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（c）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	11.06
外国源泉税	—	6.78
住民税均等割	—	0.32
連結子会社との税率差異	—	6.74
在外子会社留保利益	—	8.98
過年度法人税	—	15.81
評価性引当額の増減	—	△12.03
その他	—	0.68
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	68.92

（注）前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、売上高を地域別に分解しております。

分解した売上高と報告セグメントの関係は、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注2)	合計
	自動車機器 事業	エネルギーソ リューション 事業	電子機器事業	計		
日本	5,828	19,918	14,162	39,909	592	40,501
米国	13,289	—	331	13,621	—	13,621
欧州	1,943	—	7,716	9,659	—	9,659
中華人民共和国	2,408	—	5,155	7,564	—	7,564
アジアその他	9,403	2,734	9,068	21,205	781	21,987
南米	—	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	32,872	22,653	36,434	91,961	1,373	93,334
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	32,872	22,653	36,434	91,961	1,373	93,334

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金型成型事業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注2)	合計
	自動車機器 事業	エネルギーソ リューション 事業	電子機器事業	計		
日本	6,331	21,917	10,723	38,972	322	39,294
米国	13,387	—	233	13,620	—	13,620
欧州	1,351	—	2,811	4,163	—	4,163
中華人民共和国	3,000	—	4,618	7,618	—	7,618
アジアその他	10,503	2,618	12,543	25,664	954	26,619
南米	354	—	54	408	—	408
顧客との契約から生じる収益	34,928	24,535	30,983	90,447	1,277	91,724
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	34,928	24,535	30,983	90,447	1,277	91,724

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金型成型事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	4,209	4,832
契約負債（期末残高）	4,832	5,525

(注) 契約負債は、主に、エネルギーソリューション事業において、顧客に対し有償保証期間内の保証サービスを提供したことによる前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、836百万円であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、945百万円であります。

また、前連結会計年度において、契約負債が622百万円増加した主な理由は、顧客に対し有償保証期間内の保証サービスを提供したことによる前受金の増加であります。当連結会計年度において、契約負債が692百万円増加した主な理由は、顧客に対し有償保証期間内の保証サービスを提供したことによる前受金の増加であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前連結会計年度末及び当連結会計年度時点における未履行の履行義務残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年以内	945	642
1年超2年以内	572	876
2年超3年以内	486	542
3年超	2,828	3,464
合計	4,832	5,525

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「自動車機器事業」、「エネルギーソリューション事業」、「電子機器事業」の3つの事業を基本に組織が構成されており、各事業本部は、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「自動車機器事業」、「エネルギーソリューション事業」、「電子機器事業」の3つを報告セグメントとしております。

「自動車機器事業」は、ガソリンエンジン用点火コイル、ミッションスイッチ、回転センサー、車載用制御基板等を製造・販売しております。

「エネルギーソリューション事業」は、太陽光発電用パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステム等を製造・販売しております。

「電子機器事業」は、ファンヒーター用、エアコン用、給湯器用等の電子制御機器、電子着火装置及びパワーコンディショナ等を製造・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2、 3、4)	連結財務 諸表 計上額
	自動車機器 事業	エネルギー ソリューション事業	電子機器 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	32,872	22,653	36,434	91,961	1,373	93,334	—	93,334
セグメント間の内部 売上高及び振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	32,872	22,653	36,434	91,961	1,373	93,334	—	93,334
セグメント利益又は セグメント損失（△）	△899	2,252	1,001	2,354	△68	2,285	△2,054	230
セグメント資産	29,800	16,409	22,995	69,205	2,585	71,791	10,241	82,032
その他の項目								
減価償却費	1,857	202	547	2,607	141	2,748	97	2,846
のれん償却額	—	5	1	6	—	6	—	6
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,277	571	334	4,183	147	4,330	169	4,500

（注） 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金型成型事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失（△）調整額△2,054百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,054百万円であります。なお、全社費用は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産調整額10,241百万円の主なものは、当社での余資運用資産（現金及び有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費調整額97百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額調整額169百万円の主なものは、いずれも管理部門に係る資産等であります。

5. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

6. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2、 3、4)	連結財務 諸表 計上額
	自動車機器 事業	エネルギー ソリューション 事業	電子機器 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	34,928	24,535	30,983	90,447	1,277	91,724	—	91,724
セグメント間の内部 売上高及び振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	34,928	24,535	30,983	90,447	1,277	91,724	—	91,724
セグメント利益又は セグメント損失（△）	380	2,822	1,053	4,255	△181	4,074	△1,803	2,270
セグメント資産	28,298	13,922	25,961	68,182	2,380	70,563	8,715	79,278
その他の項目								
減価償却費	2,259	167	515	2,942	116	3,058	101	3,160
のれん償却額	—	5	1	6	—	6	—	6
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	671	140	243	1,055	129	1,184	253	1,437

（注） 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金型成型事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失（△）調整額△1,803百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,803百万円であります。なお、全社費用は、各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産調整額8,715百万円の主なものは、当社での余資運用資産（現金及び有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費調整額101百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額調整額253百万円の主なものは、いずれも管理部門に係る資産等であります。

5. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

6. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	米国	欧州	アジア		南米	合計
			中華人民共和国	その他		
40,501	13,621	9,659	7,564	21,987	—	93,334

（注） 地域は、地理的近接度により区分しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア			合計
			中華人民共和国	タイ	その他	
6,348	4,457	729	2,038	3,469	3,498	20,541

(注) 地域は、地理的近接度により区分しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ダイキン工業株式会社	17,362	電子機器事業

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア		南米	合計
			中華人民共和国	その他		
39,294	13,620	4,163	7,618	26,619	408	91,724

(注) 地域は、地理的近接度により区分しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	アジア			合計
			中華人民共和国	タイ	その他	
6,164	3,633	644	1,945	3,387	3,227	19,002

(注) 地域は、地理的近接度により区分しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ダイキン工業株式会社	14,765	電子機器事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	自動車機器事業	エネルギーソリューション事業	電子機器事業	合計			
減損損失	60	—	—	60	—	—	60

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	自動車機器事業	エネルギーソリューション事業	電子機器事業	合計			
減損損失	—	—	—	—	250	—	250

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	自動車機器事業	エネルギーソリューション事業	電子機器事業	合計			
当期償却額	—	5	1	6	—	—	6
当期末残高	—	22	4	27	—	—	27

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	自動車機器事業	エネルギーソリューション事業	電子機器事業	合計			
当期償却額	—	5	1	6	—	—	6
当期末残高	—	16	3	20	—	—	20

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,211円21銭	1,354円74銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	△226円59銭	49円14銭

- （注）1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は業績連動型株式報酬制度及び業績連動型インセンティブ制度を導入しております。当該制度に係る信託が所有する当社株式は、連結財務諸表において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度は720,000株、当連結会計年度は720,000株であります。また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度720,000株、当連結会計年度720,000株であります。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） （百万円）	△1,897	411
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（△） （百万円）	△1,897	411
普通株式の期中平均株式数（千株）	8,373	8,376
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権 （新株予約権の数7,254個） 上記の新株予約権は、2023年10月4日をもってその全部を取得及び消却しております。	第5回新株予約権 （新株予約権の数9,660個） 第6回新株予約権 （新株予約権の数10,000個） 第7回新株予約権 （新株予約権の数1,262個）

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について、2025年6月27日開催の第7期定時株主総会に付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分の目的

当社は、2025年3月期末において繰越利益剰余金の欠損額(2,576,198,540円)を計上するに至っており、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分により、繰越利益剰余金の欠損解消、並びに配当原資を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

当社は、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,590,853,260円のうち4,200,000,000円を減少させ、同額をその他資本剰余金に振替、減少後の資本準備金の額を390,853,260円といたします。

なお、当社が発行している第三者割当による第5回、第6回、第7回の新株予約権が効力発生日までに行使された場合には、当該行使によって増加した資本準備金の額は減少の対象とならないため、減少後の資本準備金の額が当該金額とならないことがあります。

3. その他資本剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記(2)の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、上記(2)による振替後のその他資本剰余金のうち2,571,680,769円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越損失を補填するものであります。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は△4,517,771円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	2,571,680,769円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	2,571,680,769円
---------	----------------

4. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2025年5月28日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2025年6月17日 |
| (3) 株主総会決議日 | 2025年6月27日 |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2025年7月17日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 2025年7月18日(予定) |

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ダイヤモンド エレクトリック ホールディングス 株式会社	第1回無担保社債 (適格機関投資家 限定) (注) 1	2022年 9月27日	1,000	750 (250)	0.050	無担保	2027年 9月27日
ダイヤモンド電子 株式会社	第2回無担保社債 (適格機関投資家 限定) (注) 1	2024年 2月29日	100	80 (20)	0.450	無担保	2029年 2月28日
合計	—	—	1,100	830 (270)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
270	270	270	20	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	20,222	21,976	2.0	—
1年内返済予定の長期借入金	5,787	2,937	1.4	—
1年内返済予定のリース債務	659	597	6.7	—
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	12,576	10,919	1.4	2026年4月～ 2042年1月
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	1,540	1,214	6.7	2026年4月～ 2031年9月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	40,785	37,644	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,646	1,716	2,822	956
リース債務	479	462	198	48

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	44,095	91,724
税金等調整前 当期純利益又は 税金等調整前 中間純損失 (△) (百万円)	△489	1,397
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 中間純損失 (△) (百万円)	△1,035	411
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 中間純損失 (△) (円)	△123.62	49.14

② 訴訟

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	87	1,565
有価証券	60	-
前払費用	48	78
未収入金	※1 3,904	※1 2,759
関係会社短期貸付金	10,084	2,522
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,412	2,279
その他	※1 15	※1 11
貸倒引当金	-	△199
流動資産合計	15,614	9,018
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	368	356
関係会社株式	11,665	14,865
出資金	0	0
関係会社長期貸付金	6,607	6,187
繰延税金資産	-	1
敷金	20	20
貸倒引当金	-	△2,064
投資その他の資産合計	18,661	19,366
固定資産合計	18,661	19,366
資産合計	34,276	28,385
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 12,125	※2 13,291
1年内償還予定の社債	※2 250	※2 250
1年内返済予定の長期借入金	※2 5,199	※2 2,364
未払金	※1 147	※1 519
未払費用	21	17
未払法人税等	-	4
その他	10	14
流動負債合計	17,753	16,461
固定負債		
社債	※2 750	※2 500
長期借入金	※2 9,367	※2 7,915
繰延税金負債	11	-
固定負債合計	10,129	8,415
負債合計	27,883	24,876

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,236	1,247
資本剰余金		
資本準備金	4,579	4,590
その他資本剰余金	1,937	1,937
資本剰余金合計	6,516	6,528
利益剰余金		
利益準備金	4	4
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	324	△2,576
利益剰余金合計	329	△2,571
自己株式	△1,670	△1,671
株主資本合計	6,411	3,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△18	△26
評価・換算差額等合計	△18	△26
新株予約権	-	2
純資産合計	6,393	3,508
負債純資産合計	34,276	28,385

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	※2 856	※2 1,848
営業費用	※1, ※2 1,005	※1, ※2 753
営業利益又は営業損失 (△)	△149	1,095
営業外収益		
受取利息	※2 269	※2 313
受取配当金	7	7
為替差益	672	-
その他	0	0
営業外収益合計	949	321
営業外費用		
支払利息	137	230
為替差損	-	14
支払手数料	96	73
その他	0	0
営業外費用合計	233	318
経常利益	566	1,098
特別利益		
関係会社清算益	161	-
特別利益合計	161	-
特別損失		
投資有価証券評価損	59	-
関係会社株式評価損	197	1,612
貸倒引当金繰入額	-	2,264
特別損失合計	257	3,876
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	471	△2,778
法人税、住民税及び事業税	142	18
法人税等調整額	-	△9
法人税等合計	142	8
当期純利益又は当期純損失 (△)	329	△2,787

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
						繰越利益剰余金			
当期首残高	1, 236	5, 579	3, 125	8, 704	4	△2, 078	△2, 074	△1, 685	6, 181
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）									-
資本剰余金から利益剰余金への振替		△1, 000	△1, 074	△2, 074		2, 074	2, 074		-
剰余金の配当			△113	△113				14	△98
当期純利益						329	329		329
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	△1, 000	△1, 187	△2, 187	-	2, 403	2, 403	14	229
当期末残高	1, 236	4, 579	1, 937	6, 516	4	324	329	△1, 670	6, 411

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△28	△28	9	6,162
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				-
資本剰余金から利益剰余金への振替				-
剰余金の配当				△98
当期純利益				329
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	10	△9	0
当期変動額合計	10	10	△9	230
当期末残高	△18	△18	-	6,393

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1, 236	4, 579	1, 937	6, 516	4	324	329	△1, 670	6, 411
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11		11					22
資本剰余金から利益剰余金への振替									-
剰余金の配当						△113	△113		△113
当期純損失（△）						△2, 787	△2, 787		△2, 787
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分									-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	11	11	-	11	-	△2, 900	△2, 900	△0	△2, 878
当期末残高	1, 247	4, 590	1, 937	6, 528	4	△2, 576	△2, 571	△1, 671	3, 532

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△18	△18	-	6,393
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			△0	22
資本剰余金から利益剰余金への振替				-
剰余金の配当				△113
当期純損失（△）				△2,787
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7	△7	2	△5
当期変動額合計	△7	△7	2	△2,884
当期末残高	△26	△26	2	3,508

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料、ブランド料及び受取配当金となります。経営指導料及びブランド料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を含む。）、委任型執行役員及び技監並びに主要なグループ会社（ダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社をいう。）の取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	11,665百万円	14,865百万円
関係会社貸付金	18,104百万円	10,990百万円
関係会社株式評価損	197百万円	1,612百万円
貸倒引当金繰入額	一百万円	2,264百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理（減損処理）しております。

また、関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

財政状態が悪化した関係会社の投融資の評価にあたっては、将来の事業計画等を基礎として、株式の実質価額の回収可能性や貸付金の回収可能性を判定しております。

以上の方針に基づいて関係会社投融資の評価を行った結果、当事業年度において関係会社株式評価損を1,612百万円、貸倒引当金繰入額を2,264百万円計上しております。

関係会社投融資の評価に用いる事業計画には、顧客からの受注見込み等を主要な仮定として織り込んでおります。

当該主要な仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、事業環境等の変化により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において、関係会社株式評価損や関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	3,412百万円	2,226百万円
短期金銭債務	130	494

※2 財務制限条項

- ① 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行とタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、新規に実行する借入の利率が変更又は借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	399百万円	299百万円

- ② 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

- II. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	3,000百万円	一百万円

- ③ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- II. 2022年3月期中間連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- III. 2022年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。（但し、2023年3月期末日を除く。）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	7,649百万円	6,203百万円

- ④ 当社は、株式会社三菱UFJ銀行を引受人とし、第1回無担保社債を発行しておりますが、当該社債には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、引受人の要求に基づき、社債を一括償還することがあります。

- I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額を2期連続して下回らないこと。
- II. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
社債残高	1,000百万円	750百万円

- ⑤ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行6行とコミット型シンジケートローン契約（サスティナビリティ・リンク・ローン）を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2023年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2024年3月期中間連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2024年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
借入実行残高	1,888百万円	1,664百万円

- ⑥ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行10行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2025年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2024年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントラインの総額	10,000百万円	一百万円
借入実行残高	10,000	—
差引額	—	—

- ⑦ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社三菱UFJ銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これのいずれかに2期連続して抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
タームローン	一百万円	433百万円
コミットメントライン	—	2,500
借入実行残高	—	2,933

- ⑧ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2024年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- II. 2026年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2025年3月期中間連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2025年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントラインの総額	一百万円	10,000百万円
借入実行残高	—	9,000
差引額	—	1,000

- ⑨ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社及びダイヤゼブラ電機株式会社を保証人とし、株式会社りそな銀行と分割実行確約ローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2025年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
分割実行確約ローンの総額	一百万円	435百万円
借入実行残高	—	193
差引額	—	242

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関等からの借入等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
ダイヤモンド電機株式会社の金融機関からの 借入に対する保証	1,200百万円	1,200百万円
ダイヤモンド電子株式会社の金融機関からの 借入に対する保証	1,017	881
ゼブラ電子株式会社のリース債務に対する保証	251	197
ダイヤクラフト株式会社の金融機関からの 借入に対する保証	539	570
米国ダイヤモンド電機の金融機関からの 借入に対する保証	2,239	2,242
米国ダイヤモンド電機の リース債務に対する保証	179	86
ハンガリーダイヤモンド電機の金融機関からの 借入に対する保証	163	164
中国ダイヤモンド電機（蘇州）の リース債務に対する保証	126	91
インドダイヤモンド電機の金融機関からの 借入に対する保証	—	261
インドネシアダイヤモンド電機（製造）の リース債務に対する保証	428	300
タイダイヤモンド電機の金融機関からの 借入に対する保証	1,037	1,102
計	7,182	7,100

(損益計算書関係)

※1 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	111百万円	88百万円
給与及び手当	233	226
支払手数料	462	525

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	856百万円	1,848百万円
一般管理費	318	371
営業取引以外の取引による取引高	269	313

(有価証券関係)

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,665百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式14,865百万円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	344百万円	354百万円
未払費用	6	5
未払事業税	11	7
関係会社株式評価損	1,382	1,875
株式報酬費用	83	83
貸倒引当金	—	692
その他	5	0
繰延税金資産小計	1,833	3,018
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△344	△354
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,488	△2,654
評価性引当額小計	△1,833	△3,009
繰延税金資産合計	—	9
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△11	△7
繰延税金負債合計	△11	△7
繰延税金資産（負債）の純額	△11	1

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。また、当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。そのため、財務諸表における損益計算書において、通算税効果額は計上しておりません。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「（重要な会計方針） 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	—	2,264	—	2,264

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月28日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第6期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年7月24日近畿財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月28日近畿財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

第7期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2024年6月28日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）に基づく臨時報告書

2025年5月28日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2025年6月30日近畿財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2024年6月28日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）の訂正報告書

2024年7月26日近畿財務局長に提出。

2024年7月31日近畿財務局長に提出。

2024年8月2日近畿財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）発行に伴う有価証券届出書

2024年5月27日近畿財務局長に提出。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記(7)有価証券届出書の訂正届出書）

2024年6月4日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 許 仁 九

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 直 樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 泰 広

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産19,002百万円及び無形固定資産563百万円を計上しており、連結損益計算書において減損損失250百万円を計上している。 会社グループは、事業用資産については管理会計において資産と対応して継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎としており、減損の兆候が識別され、減損の認識が必要と判断される資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。 子会社の多くは、製造機能を有しており、それぞれに生産設備を保有している。減損の兆候に該当するか否かは、収益性の低下を示すさまざまな状況を検討して、各社の実態や企業環境を踏まえて慎重に判断する必要がある。 この判断には、経営者の判断が入り、減損の兆候が適切に識別されない可能性がある。また減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、中期事業計画等を基礎としており、顧客からの受注見込み等を主要な仮定として織り込んでいるが、当該中期事業計画については、事業環境等の変化や経営者による判断が含まれ、不確実性を伴う。 よって、当監査法人は固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・連結グループ全体の資産グループが網羅的に減損の兆候の判定対象となっていることを確認した。 ・減損の兆候の判定に用いられた資産グループごとの損益が、財務会計数値と整合していることを確かめた。 ・本社費等の共通費の配賦について、配賦基準の妥当性及び配賦計算の正確性について検討した。 ・減損の兆候が識別された資産グループについては、全て減損損失の認識の判定の結果、減損処理が実施されていることを確認した。 ・構成単位の監査人に対して固定資産に係る減損損失の認識の要否の検討を指示し、監査手続の結果について報告を受けるとともに、その監査手続と結果の適切性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十

分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 許 仁 九

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 直 樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 泰 広

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式14,865百万円、関係会社短期貸付金2,522百万円、1年内回収予定の関係会社長期貸付金2,279百万円、関係会社長期貸付金6,187百万円を計上している。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、関係会社株式について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として処理することとしている。また、関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしている。 これらの会計処理の結果として、当事業年度において、関係会社株式評価損1,612百万円及び貸倒引当金繰入額2,264百万円が計上されている。 関係会社に対する投融資は貸借対照表における金額的重要性が高いこと、また、その評価にあたって、事業計画等を基礎として実質価額の回復可能性又は貸付金の回収可能性があるとして、関係会社株式の減損処理や貸倒引当金の計上が不要と会社が判断した場合には、その事業計画等に経営者による重要な仮定や判断が含まれ、不確実性を伴う。 よって、当監査法人は関係会社への投融資の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社投融資の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 （１）内部統制の評価 関係会社投融資の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 （２）関係会社投融資の評価結果の妥当性の検討 ・実質価額が著しく下落した関係会社株式を適切に特定しているか確かめるため、実質価額を再計算した。 ・実質価額の算定に使用された関係会社の財務諸表について過年度比較分析を実施した。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式について実質価額に基づく評価が行われていることを確かめた。 ・関係会社への貸付金について、財政状態の把握が、融資先の直近の財務諸表に基づき行われていることを確かめた。 ・貸倒引当金の算定に使用された関係会社の財務諸表について過年度比較分析を実施した。 ・再計算により必要な貸倒引当金が正確に算定されていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
【英訳名】	DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　CEO兼グループCEO　小野　有理
【最高財務責任者の役職氏名】	専務執行役員　CFO　徳原　英真
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長ＣＥＯ兼グループＣＥＯ小野有理及び専務執行役員ＣＦＯ徳原英真は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下、当社グループ）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があり、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長ＣＥＯ兼グループＣＥＯ小野有理及び専務執行役員ＣＦＯ徳原英真は、2025年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループにおいては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。ただし、一部の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは主に自動車機器、電子機器およびエネルギーソリューション事業においての製造・販売を行っているため、事業の核となる生産及び販売規模を示す指標として、売上高が適切であると判断いたしました。また、全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、連結売上高を指標に、金額が高い拠点から合算していき、そのおおむね3分の2程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生する可能性が高い主たる製造子会社の業務プロセスや、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして認識した固定資産の減損プロセス、製品補償引当金プロセス等を質的重要性の大きい業務プロセスとして追加いたしました。さらに、評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況の評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
【英訳名】	DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　CEO兼グループCEO　小野　有理
【最高財務責任者の役職氏名】	専務執行役員　CFO　徳原　英真
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長ＣＥＯ兼グループＣＥＯ小野有理及び専務執行役員ＣＦＯ徳原英真は、当社の第７期(自2024年４月１日 至2025年３月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。